

令和8年涌谷町議会定例会3月会議（第2日）

令和8年3月6日（金曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 一般質問

1. 同意第 1号 涌谷町教育委員会教育長の任命について

1. 議案第 5号 損害賠償の額の決定及び和解について

1. 議案第 6号 第六次涌谷町総合計画基本構想及び前期基本計画を定めることについて

1. 議案第 7号 涌谷町過疎地域持続的発展計画を定めることについて

1. 議案第 8号 涌谷町町民バス条例の一部を改正する条例

1. 議案第 9号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

1. 議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第11号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例

1. 議案第12号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例

1. 議案第13号 街路灯設置並びに維持に関する補助条例の一部を改正する条例

1. 議案第14号 工事請負契約の変更契約の締結について（令和7年度涌谷町防災行政無線設備更新工事）

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	一條 裕太郎 君	2番	二上 光子 君
3番	黒澤 朗 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	只野 順 君	8番	後藤 洋一 君
10番	杉浦 謙一 君	11番	門田 善則 君
12番	竹中 弘光 君	13番	大泉 治 君

欠席議員（1名）

9番	伊藤 雅一 君
----	---------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	大崎 俊一 君
総務課参事兼課長 兼デジタル行政推進室長	内藤 亮 君	企画財政課長 兼 参事	熱海 潤 君
税 務 課 長	木村 治 君	町民生活課長 兼 参事	今野 優子 君
福祉課参事兼課長	鈴木 久美子 君	子育て支援課長	佐藤 明美 君
健 康 課 長	徳山 裕行 君	総務管理課長 兼 参事	紺野 哲 君
産業振興課長	三浦 靖幸 君	建設 課 長	岩 渕 明 君
上下水道課長	阿部 雅裕 君	会計管理者兼会計課長	久道 正恵 君
農業委員会会長	日野 善勝 君	農業委員会事務局長	荒木 達也 君
教育委員会教育長	柴 有司 君	教育総務課長兼 給食センター所長	宮 まどか 君
生涯学習課長	福山 宗志 君	代表監査委員	城口 貴志生 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡邊 千春	総 務 班 長	大平 佳矢
---------	-------	---------	-------

(午前10時)

○議長（大泉 治君） 皆さん、おはようございます。

本日もよろしく願いいたします。

ここで開会前にお知らせしておきます。

9番伊藤雅一君から欠席の届出が出ております。

◇

◎開議の宣告

直ちに会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（大泉 治君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりです。

◇

◎一般質問

○議長（大泉 治君） 日程に入ります。

日程第1、一般質問。

昨日に引き続き、かねて通告のありました一般質問をこれから許可いたします。

3番黒澤 朗君、一般質問席へ登壇願います。

〔3番 黒澤 朗君登壇〕

○3番（黒澤 朗君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問させていただきます。

ちょっと花粉症がひどいので、マスクをしたまま、質問させていただきます。

大綱1といたしまして、子供たちの未来を支える教育施策と学校施設の方向性を問うであります。

本町においても少子高齢化が進行し、児童数の減少が続いております。こうした人口構造の変化は、学校規模の縮小や学級数の減少をもたらし、教育活動の幅や学習環境に影響を及ぼしつつあります。また、全国的に基礎学力の低下が指摘されている中、町内の小中学校においても、学力調査の結果や日常の学習状況から課題が見られる教科や学年があると認識しております。少人数化が進むことで個別指導がしやすくなる一方、集団学習として活力や総合学習の機会が減少するなど、教育効果に影響を与える面も無視できません。

そこで、要旨1といたしまして、学力向上を目指し、学力サポート事業等を活用した教育施策を実施されたが、進捗状況と結果を知りたい。

続きまして、要旨2といたしまして、少子高齢化に伴う学校施設の統合建替計画はあるのか。

以上です。

○議長（大泉 治君） 教育長、登壇願います。

〔教育長 柴 有司君登壇〕

○教育長（柴 有司君） 3番黒澤議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の学力向上を目指し、学サポ等を活用した教育施策の進捗状況と結果を聞きたいとのご質問ですが、本町では、令和4年度から6年度までの3年間、宮城県の事業で宮城県総合教育センターと市町村教育委員会との連携サポート事業、いわゆる連サポ事業に取り組んでまいりました。

この間、各小中学校において研究授業や授業づくりの協議、提案授業を踏まえての実践に一丸となって取り組んでまいりました。宮城県の連携サポート事業は令和6年度で終了しております。令和7年度からは、その授業的効果を各教育事務所で実施する指導主事学校訪問において行うこととなりました。

当町でも、引き続き教育事務所の指導主事に指導をいただきながら、各学校が主体的に授業改善に取り組んでいるところでございます。令和8年度におきましても継続し、より効果的な研修となるよう次年度の計画を立案しているところでございます。

また、児童生徒の学力についてしっかりと身につけているのかという趣旨もご質問に含まれているのかと思います。各学校においては、毎年実施される全国学力学習状況調査の結果を分析し、その課題を基に指導法の改善に生かしているところです。ここ数年の状況から、少しずつではありますが、子供たちの主体的な学びの質の向上が見られてくるようになっております。学習意欲や学びの意義に関する項目においても、県と比べても遜色ないというふうに分析しております。

教育委員会といたしましては、今後も各学校と連携し、これらの課題に対して改善が図られるよう取り組んでまいりたいというふうと考えております。

続きまして、2点目の少子高齢化に伴う学校施設の統合・建替えの計画があるのか聞きたいとのご質問でございます。

昨日、7番議員にもお答えいたしました。今年度末をもってさくらんぼこども園の統合が完了いたします。今後も児童生徒数の推移を見ながら、これからの涌谷町の子供たちにとってよりよい学校の在り方を協議してまいりたいというふうと考えております。

以上、3番黒澤議員への答弁といたします。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） おはようございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

3番黒澤 朗議員の一般質問にお答えを申し上げます。

1点目の学力向上を目指し、学サポ等を活用した教育施策の進捗状況と結果を聞きたいとのご質問でございますが、先ほど教育長が答弁いたしましたとおりでございます。

2点目の少子化に伴う学校施設の統合・建替えの計画はあるのか聞きたいとの質問に回答させていただきます。

その前に、私が常に教育長のほうに申し入れているのは、学力向上ではなくて学びたいという、学ぶ心を養成

してほしいというところがございますけれども、そういった中で、先ほどの答弁の中で子供たちの学習意欲、学びの意義に関する進捗が見られるということは大変ありがたいなど、そのように思っているところがございます。こういった面をさらに伸ばしていただきたいと、そのように思っておるところでございます。

そこで、学校施設の統合・建替えの件でございますけれども、昨日、7番議員にも説明申し上げましたが、現在、統合に向けての具体的な検討はしていないため、学校施設に関する計画もございません。今後も涌谷町の子供たちにとって、よりよい学校の在り方を教育委員会と共に協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げますと同時に、やはりこの問題は避けて通ることができませんので、しっかりとした統合ありきということじゃなくて、様々な面をこれまで同様に協議を積み重ねて、子供たちにとって何が最善の学校施設の在り方かということは当然、検討させていただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） そこで、教育長に質問なんですけれども、本町は昨年、どの学校、どの学年、どの教科を重点としてどのような支援を受けてどのような取組を進めてきたのか、また、取組の進捗状況は、どこまで達成されたのか、どの部分が未達成だったのか、その辺を具体的にお示してください。

○議長（大泉 治君） 教育長。

○教育長（柴 有司君） 先ほどそちらで申し上げたように、連携サポート事業については、昨年度、もう事業自体が終わっていますので、進捗状況と問われてもやったものが1年間、ありませんので、それについてはちょっと今データでお話しすることはできません。

7年度についてはということですが、指導主事訪問というのを行って、各学校が自分の学校で学びたいものを要請して、それについて指導主事が学校に来て実際の授業を見て指導する。学校によっては、それを年3回とか4回繰り返すというパターンの指導主事訪問なども行ってきています。学校によって教科等も変わってきますので、一概に何の教科でどう成果があったかというのは、ここではちょっと具体的には申し上げられないというところがございます。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 指導主事が訪問して、いろいろ学校訪問して学校の状態を見ているわけですけども、その中で町側に対して様々劣っているところ、すぐれているところ、そういう話とか、そういう報告とかはないのですか。

○議長（大泉 治君） 教育長。

○教育長（柴 有司君） 基本的には指導主事の先生方は、学校施設だとか、学校運営についてというよりは、授業づくりという、例えば一つの単元、算数、数学だったらこの単元という10何時間扱いの中でどのように授業を組み立てているかという、そういう部分についての指導をいただくのであって、全体の大きな部分については、特段、学校として、教育委員会としてどうですかという問いかけはしておりませんので、そのような回答はいただいております。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 今の話で理解するところであります。

昨年の成果と課題を踏まえ今年度はどのような重点施策を設定し、県の支援をどのように活用していくのか。

また、特に家庭学習の定着やICTの活用、教員の指導力向上について具体的な方針をお伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 教育長。

○教育長（柴 有司君） 来年度の方針については、「涌谷の教育」という冊子の中に具現化されたものが載るかと思いますが、令和7年度と基本的には同じような狙いの下、学校運営をお願いする予定であります。

指導主事訪問についても、今年度と同じような形で各校に派遣してもらうよう、事務所のほうに今、お願いをしているところでございます。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） それでは、教育委員会といたしましては、今後とも学校生徒に寄り添った施策を実施していただきたいと思います。

次に、要旨2の高齢化社会に伴う学校施設の統合・建替えはあるのかでございませう。

先ほど、町長、教育長より答弁がありました。学校規模の適正化や教育環境の確保、さらには老朽化した施設の更新は、本町にとって避けては通れない課題となっていると思われまう。今後、統合・建替えを検討する際には、教育的効果、財政負担、地域への影響など多くの要素を総合的に判断する必要があります。

しかし、判断基準が曖昧なままでは、地域のコミュニティーに対して十分な説明責任を果たすことが難しく、合意形成も進みにくくなると考えまう。

また昨日、町長は町のほうから申し上げることはないと、教育委員会に任せていると。教育長は昨日の答弁で、学校統合は地域のコミュニティーなどに密接に関係してくることから、行政が一方向的に進めることではないと答弁されました。学校の直接の受益者である保護者、将来、受益者になるであろう未来の保護者に任せるべきだと申されました。では、保護者たちが統合の組織をつくって統合を希望して実施していくことなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 教育長。

○教育長（柴 有司君） 昨日、お答えした中で、保護者の方に任せるという部分はちょっと誤解があるのかなど。意見を聞きながら丁寧に進めるというふうな言い方で話したかと思いまう。もしそう伝わったのであれば、ちょっと申し訳ございませうでした。保護者に任せるという形で進める気はございませう。

少子化の進行だとか、子供たちによりよい教育環境を提供するというのは、本当にそのとおりだと思いまうし、そのために学校規模やその適正配置を見直すということは、私も必要だと思いまうし、これは待ったなしで進めなくちゃないだろうというふうには思いまう。

ただ、昨日も申し上げましたように、学校規模の適正配置というのは、必ずしも統合と同じではありません。統合することがそうなるのかと言われたら、それは違いまう。

では、学校統合をするということはどういうことか、それが必要だったら一つのスタイルとして学校規模を見直すときに統合するよと。例えば三つあるうちの二つを一緒にするのか、三つを一緒にするのか、小中一緒にするのかという、そういう議論になると思いまうので、教育内容の見直しも必要になりますし、それから施設設備の問題、既存のものを使うのか、新たに土地を求めて建てるのか、まちづくりの大きなビジョンの中にそれがちゃんと位置づけられないといけないというふうには思いまう。

ですから、何というんでしょうか、このような話を今までも昨年の総合教育会議でもやってきているので、その積み上げをするために何らかの学校の在り方について考えるというような組織をつくって、そして、その中で議論を積み重ねながら、町長のまちづくりのビジョンとすり合わせながらやっていく必要があるのかと。そういう組織づくりというのは必要だというふうに思っております。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） そこで、本町としては学校施設の統合や建替えを検討する際、客観的な判断基準としてK P Iを導入するべきではないかと考えます。例えば児童数の推移、学校規模の適正化指標、施設の老朽化、維持管理コスト、教育効果、通学の距離の安全や複数の指標を設定し、数値に基づいて検討を進めるべきと思います。より透明性の高い意思決定が可能になると考えます。

また、K P Iを設定することで、住民説明や意見聴取の場においても判断の根拠を明確に示すことができ、理解と協力が得やすくなると考えます。

登米市のホームページにおきましても、学校再編だよりがホームページ上に掲載されております。本当に職員、教育者、父兄、子供たちが苦勞してきた足跡というか、令和元年から令和6年までとか、そういう親御さんたちのいろんな意向を聞きながら、こういうところを直していこう、こうやっていこう、もう最後の7年目にはこういう統合が決まりましたとか、そういう話し合う場すら当町にはない。それは将来に向けてなかなか遅くなる可能性があるのではないかと。早急にそういう組織を立ち上げるのはいかがですか。

○議長（大泉 治君） 教育長。

○教育長（柴 有司君） 先ほど申し上げたように、そういった組織をつくって話し合いを進めていくことが必要だというふうに私も感じております。それがどういう形になるかとか、話し合いを深める中身は、今、議員さんがおっしゃったように多岐にわたるので、一概にここで通学方法だけとか、何というふうにはちょっと答えづらいんですけども、大きなビジョンとして何年度ぐらいまでにはこうしたいよねとか、こういうところに造りたいよね、こんな学校にしたいというような、そういう意見を出し合う場は必要だなというふうに思っております。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 私が懸念するのは、そういう話をしようか、組織をつくろうか、今の学校の現状があります。学校施設の統合というか、管理というか、そういうのが手遅れになるのではないかと危惧しております。

昨日の一般質問の只野議員においても、第一小学校は302人、月将館小学校は114人、箕岳白山小学校は68人。あわせると484人で、500人を切っている状態に小学校はなっているわけです。そういう中から早めに組織を編成して将来の在り方、統合とか、そういうのを推進するというわけではないんですけども、町民に寄り添った計画を実行すべきではないかと思っております。

次に、今まで申したとおり、町内においては、スクラップ・アンド・ビルドが進んでいない状況があります。町におきましては、学校が先か、庁舎が先か、それとも福祉センターか、町全体に老朽化した施設の問題が山積しております。今、責任のある私たちが、未来の町民のために景色を変える仕事をしていかなければならないのではないのでしょうか。早々にK P Iを導入した計画に着手することを期待しております。町長、いかがですか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 何回も聞いておりますけれども、反問権ではございませんので、手遅れになるということが気になっております。何に対してどのような手遅れになるかという設問の意味がちょっと分からないというふうに感じておりますけれども、どうするかということでございますけれども、自分の立場で正直に申し上げますと、学校を建てるという形で皆様方の同意を得られれば、まずは学校をしっかりとした形に整えるという形にしますと、財政的には何とかやりくりはつくんじゃないのかと思っておりますが、一方で、その間、庁舎が地震等々で壊れそうな場合、それから今日も納税で大変申し訳ないなと思って後ろ姿を見ながら、できるならばということで手を貸させていただきましたけれども、階段を上れない納税者がおられるということを考えますと、庁舎を建てて、エレベーターを建てて上下の移動はスムーズにしてやりたいという気持ちもありますし、そういった中で、先ほど教育長が言うように、教育学校施設をどうあるべきかという問題を話していただくと同時に、私の立場から言うと、まちづくりの立場で考えてもらいたいという二段構えで話を進めていただきたいと。

そして、財源が一つということになれば、いわゆるはっきり申し上げまして庁舎をどうするか、学校施設をどうするかという二者選択しかできません。ですから、その辺あたりも含めて話を進めていただきたいなと思っております。

そういった中で、手遅れになるというのはどういうことなのか、ちょっと分かりませんので次の質問で何か、質問がてらに説明をいただければありがたいなと思っておりますが、ただ統合ありきではないと私のイメージの中では。

今、涌谷高等学校は、ご案内のように、非常に生徒数が少なくなってまいりました。この前、たしか47人と記憶しておりますけれども、47人という、1クラス47人、結構いるんじゃないかと思ったら、卒業生が47人でございましたので、当然、そういうわけはないんですけれども、希望的に思っていますからあえて誤解しましたけれども、そういった中で、授業風景を見ると、向学心がある子供は思い切り伸びる。いわゆる少人数的な教育、例えば英語教育であれば、どうしても覚えたいとすると、多分3か月ぐらいで話せるぐらいのレベルに先生を独占できるという、そういう形もありますのでそれも魅力的だなと思っておりますので、こういった点は私は来年に向けてアピールしていきたいと思っておりますけれども、そういったような教育の在り方というものをご父兄の皆様、やはり質問者と同じように、今、ご父兄の方、それから随時替わりながらも将来に向けてのご父兄の方々と話をしてやりたいなと思っております。

ただ、その前に何回も申し上げますけれども、議会の皆様とこの二者択一をどうしていくかという私の中では大きな問題がございますので、いわゆるあまりいい状態でないときに豪華な車を1台も2台も買うという、そういう余裕は全くございませんので、そのあたりを絞っていききたいなと思っておりますけれども、やはり一番大事なものは人材ですから、そこまで申し上げますけれども、そういったような話を詰めるべきじゃないのか。そういう意味で、今、始まらないと、話をしないと手遅れになりますよという意味であれば、できれば理解しておりますので、共に考えさせていただきたいなと思っております。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 先ほど手遅れという、ちょっときつい言葉でしたけれども、いろんな親御さんたちに聞く

と、将来、複式学級になるのかなあとか、私の孫が入るときはそうなるのかなとか、そういうのはあまり嫌だよねとか、そういう不安な声も聞きます。そういうのを総称して手遅れと。中学校においてもやりたい部活が組めないとか、いろんな問題が出てきます。そういうのをやっぱり解消していくのも行政というか、政治の力ではないかと思っております。

最後に、未来の町を変えていく子供たちのために、私たち大人がどのような環境を用意していくか、改めて考える必要があると感じております。

少子高齢化が進む中でも子供たちが安心して学び、伸びていける教育環境を整えることは、町の将来にとって欠かすことのできない投資です。どのような時代になっても子供たちが自分の力を発揮できる学校であってほしい。そのためにも、計画的な施設整備や学力向上の取組を着実に進めていただきたいと思います。今後も子供たちの未来を見据えた教育行政が進むことを期待しております。

終わります。

○議長（大泉 治君） 答弁は必要ですか。教育長。

○教育長（柴 有司君） 私も涌谷町の教員を長くやってきて同じような気持ちです。やっぱり涌谷町の将来を担う子供たちが確実に成長して行ってほしいなという思いでございます。

ただ、個人的な話になりますけれども、箕岳地区には私、10年間、勤めましたので、その思いだとか、学校がなくなることの重さというのを非常に強く感じているので、できる限り存続しつつ、そして、仮に統合だとか適正規模の在り方だとか、そういうのを協議していければいいかなあと思っております。数の理論で1クラスになるんだから一つでいいじゃないのかっていうところには、ストーンと落ちない自分もいたりしております。頑張りたいですと言いたいんですが、後がないので、すみません。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

次に、2番二上光子君、一般質問席へ登壇願います。

〔2番 二上光子君登壇〕

○2番（二上光子君） 2番二上光子でございます。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

女性特有のがん対策推進について伺います。

1点目に、乳がん検診のがん発見率と受診率向上への取組について、2点目に、自己検診を促すセルフチェックシートを活用する考えはあるか、3点目に、アピアランスケアの現状と助成拡大の取組について伺います。

今月3月1日から8日まで厚生労働省が定める女性の健康週間となっています。女子トークでの最大の話題は健康のことになります。生涯にわたって健康で生き生きと活躍できる社会で過ごしたいと誰もが願っております。

公益財団法人がん研究振興財団のがんの統計2025によると、男性は前立腺がん、肺がん、胃がん、大腸がんが上位を占め、女性においては、乳がんの罹患数が2024年で9万1,100人に上り、大腸がん、肺がん、胃がんなどの罹患数を上回り最も多くなっています。

乳がん発症数は2005年は20人に1人でしたが、2025年には9人に1人と20年前から倍増し、年間10万人の新規発症数と右肩上がりに増え続けています。それでも、乳がんは早期に発見することができれば、5年生存率

90%以上と高く、乳がん検診を受けることが非常に大切です。

そこで、当町の乳がん検診のがん発見率と受診率向上への取組について伺います。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） できるだけ丁寧に答弁したいのでありますけれども、何分基礎的な部分分からない部分がございますので、大変失礼するかもしれませんが、ただいまから答弁申し上げますけれども、これまでがん検診、乳がん検診をやってきて対象人口の全部が100%の方が検診を受けていただいて、発見率で追っていきますと、15人の方がもしかしたら見つかって対応遅れにならないなという数字が出てまいりましたので、やはり、簡単に15人と言いますけれども、その一人一人、大事な命ですよね。実感を込めて答弁を申し上げます。

2番二上光子議員の一般質問にお答え申し上げます。

質問要旨の乳がん検診のがん発見率と受診率向上への取組について伺うのご質問でございます。

令和5年度の乳がん検診受診者数は723人で、25%の受診率となっております。ここが15人が未発見ということでございます。がん発見率は0.69%となっております。また、令和7年度の乳がん検診受診率は23.9%でございました。

受診率向上への取組につきましては、令和5年度から夜間検診、今後から夕方検診でございますが、を実施するとともに、令和7年度におきましては、未検者検診についてレディース検診といたしまして乳がん検診と子宮頸がん検診を一緒に実施するなど、受診しやすい環境や体制づくりを行って、受診率向上対策を実施しているところでございます。

また、当町におきましては、国の指針では、乳がん検診の対象者は40歳以上の女性を対象としておりますが、国の指針では対象外となっております30代、30歳から39歳の方の乳がん検診も実施しているところでございます。乳がんは30代でも発見されているため、今後も30代の方も対象に超音波検査による乳がん検診を継続してまいりたいと考えております。

二つ目の質問でございますけれども、自己検診を促すセルフチェックシートを活用する考えはあるかとの質問でございます。

乳がんは、日常の健康管理としてしこり、腫瘍でございますが、に触れるなどの自覚症状を認めることにより発見される場合がございます。このため、検診の場では、受診者に対しセルフチェックシートを配布するとともに、乳がん検診を定期的に受診することの重要性及び気になる症状がある場合の速やかな医療機関への受診、その際の乳房疾患を専門とする医療機関の選択等について啓発を図るよう努めております。

次に、3点目でございますが、アピアランスケアの現状と助成拡大の取組について伺うのご質問でございます。

がんになってもこれまでどおり安心して暮らし続けられる社会の構築を目指し、がん患者の治療と就労の両立や療養生活の質の向上を図るため、医療用ウィッグ及び乳房補整具の購入に係る経費の助成を行っております。令和5年度までは医療用ウィッグのみを対象としておりましたが、県の補助対象乳房補整具が追加となったことから、令和6年度からは、助成対象を医療用ウィッグ及び乳房補整具に拡大し、購入助成事業を実施してお

ります。

助成件数でございますが、令和6年度は5人、令和7年度は現時点で4人となっております。

女性特有のがんにつきましては、住民検診で見つけられることも多いため、助成事業とともに定期的ながん検診受診の周知、勧奨を継続していきたいと思っております。

以上でございます。

本当にできるならば100%、まずは受けていただきたいと思っております。そうすると、その発見率からして15人の方は何とか命が助かるのじゃないかなと思っておりますので、なおさら緊張感を高めながらそういったような検診の推奨に努めさせていただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） ありがとうございます。

当町では夜間検診だったり、また今回はレディース検診をしていただくといったところで、また患者さんにもお話を伺ったんですけども、受診できなかったときに何度も通知が来るといったところで、涌谷町は本当にありがたいところだというふうなお話もいただいたところです。

発見率についてですが、涌谷町では、30歳代は超音波検査で、41歳以上でしょうか、40歳以上はマンモグラフィーの検査だったと、単体の検査だったと思うんですが、実はこの発見率についてなんです、マンモグラフィー検査は日本人には不十分との欧米のデータがあります。日本人の50歳以下は、乳腺の組織の濃度が高いため、マンモグラフィー検査では乳腺と腫瘍が共に白く写るため見つけにくいとの指摘がございます。

先月、東北大の研究グループがマンモグラフィーと超音波検査の併用による検診と、マンモグラフィー単体だけの検診とで比較試験を実施されました。15年間の追跡調査で超音波検査を併用すると早期発見につながり、ステージ2以上の進行性の乳がんの発生リスクを下げる事が判明するとの研究成果が発表されました。

先日、NPO法人のささえ隊のオンラインセミナーに参加させていただきました。乳腺外科医の先生が講師となりましてがんのママを支える支援活動を展開した内容で、がん治療と子育ての両立に苦しむ母親や残された夫と子供たちの耐え忍ぶ日々、高齢化するがん治療で治療と貧困の二重に苦しむ患者、副作用で治療がうまくいかない患者など、2万人に向き合ってきた乳がんの現状を語られておりました。昔は40代後半がピークでしたが、今は60代から70代の閉経後の女性に増加がございます。乳がんは若い人の病気ではなくなっているとのことです。

特にこの先生は予防医療に取り組まれておまして、乳がんによる悲嘆をなくすために自己触診と定期検診を訴えておりました。この定期検診では、やはりマンモグラフィーと超音波検査の併用が日本人には合っているというふうにおっしゃられておりました。乳がんは唯一自分で見つけられるがんなんですと訴えています。何か違和感を感じたらすぐに専門の医療機関を受診してくださいと強く訴えておりました。

ここで求められるのが、当町におきまして、40歳以上ですとマンモグラフィー単体の検診になるんですが、ここに超音波検査の併用を求めたいと思っております。見解をお聞かせください。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） 当町の検査におきましては、議員おっしゃられるとおり、30歳から39歳までの方については超音波検査、40歳以上に関してはマンモグラフィーというふうな形になっております。

この検査につきましては国の指針の下で実施しているような形になっておりまして、年代によって、要はマンモグラフィーが適当なのか、それとも、超音波検査が適当なのかというふうな形での分け方というか、そういうふうになっておる状況でございます。

今、議員おっしゃられた年齢、確かに個人差もちろんあると思いますし、一概に年齢で比較できるものではないかもしれませんが、今後、検査を委託しているところが対がん協会になります。そちらのほうともいろいろ相談の上、または国の指針等を注視しながらその検査内容というか、そういったものに関しては今後、検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） マンモグラフィー検査なんですけれども、そのセミナーの先生がおっしゃっていたところでは、ステージ3以上と申しますか、腫瘍が大きいものであれば、マンモグラフィー検診で見つかることが多いようです。ただ、早期の発見となりますと、ステージ1、2前といったところで、小さいしこり、腫瘍を見つけるには不向きであると。超音波検査を併用することによって早期発見につながるというふうなお話がありましたので、ぜひともこの超音波検査の併用を今後とも考えていただければと思います。

次に、自己検診を促すセルフチェックシートといったところでは、いろんな病院とか、あと薬剤会社のネット等を見ますと、このセルフチェックシートといいますか、毎日ではないんですね、月に一度ぐらい自分で触診をしていただいて、患者の方に伺いますと、入浴中だと気づかないそうです。入浴後に鏡に映してみたり、そういうところでその腫瘍といったものが小さいものが動いたり、またはリンパのほうまで硬くなっていたり、そういう症状があるそうですので、自分で見つけられるがんだといったところで、これを当町では受診者の方にお渡しをしているというふうに伺いましたが、ぜひとも女性の方々へセルフチェックを促すことで、そういうことがあるのかといった啓発にもなるかと思っておりますので、そういった周知の仕方を考えていただければと思いますが、ご見解を伺います。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） セルフチェックシートですが、現在、議員おっしゃられるとおり、受診者のほうにお渡ししております。

今年度の乳がん検診におきましては、対象者が3,345人、申込者が1,179人、受診者数が806人というふうな形になっています。ですので、例えば申込者に対して受診票を事前に配布するわけでございますが、その際に、例えばセルフチェックシートを同封して、たまたまその年度に検診が受けられない方でも、要はセルフチェックシートで自分の状況を知っていただくとか、そういう習慣をつけていただくというふうな方法もあるのかなと現段階で班員のほうとは検討はしております。

まだ、来年度の受診票配布にはまだ間に合うような状態ですので、そちらのほう、もし同封できれば同封していきたいというふうに考えております。終わります。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） ぜひとも多くの方々の女性の方々へこのセルフチェックシートを活用していただきますよう、ご検討をお願いいたします。

次に、アピアランスケア助成についての現状と助成拡大について伺います。

乳がん手術後の補整具やこのアピアランスケアは、患者の身体的・精神的な苦痛を和らげて日常生活に戻る上で非常に重要な役割となります。手術後の傷や体形の変化に対応し、また回復をサポートするため、適切な補整具や下着を選ぶことが求められます。また、治療と仕事の両立を支援していく上で、外見のケアは非常に大切でございます。アンバランスなままにしていると、腰痛や背中への痛み、肩こりなどの原因となるそうです。また、術後の体調維持と自信を持って日常生活を送れるよう支援することが重要と考えます。

この各自治体の助成金額も手術後に実は病院において紹介をされるようです。涌谷町は2万円ですと教えてくれるそうです。各自治体、近隣自治体の状況を調べさせていただきました。医療機関と連携して経済的な支援に取り組まれております。加美町、大和町、登米市、栗原市は、医療用ウィッグ上限が3万円、補整具左右それぞれ2万円ずつ、石巻市、大郷町は、医療用ウィッグ、補整具、左右上限2万円ずつ、大崎市は医療用ウィッグ、上限3万円の助成があります。

高額療養費制度が治療には活用されますが、入院費やがん治療以外の検査費、長期化する治療で副作用による腸炎などの診療費は対応されず、また、抗がん剤の服用期間は運転もできないため、大崎市民病院や石巻日赤病院への交通費、治療・検査費、診療費等で生活は逼迫をいたします。当町におきましても、この購入費の助成の拡大が求められます。見解をお聞かせください。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） 当町におきましての助成額でございますが、ウィッグ及び補整具、左右、左、右ですか、1回ずつ、上限が2万円で対応しております。

加美町、大崎市につきましては1万円増の3万円というふうな形で実施しておるようですが、その点につきましては、今後、上司とも相談しながら検討してまいりたいと考えます。終わります。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） こちらにつきましては、町長の見解をお聞かせいただけます。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） これは国保病院で超音波ありますけれども、そういったマンモグラフィーとか、それから議員おっしゃったような触診の三つの検査の中でやる、大変乳がんに対しての対応というのが早くできるのかなと思っておりました。

そういった中で、今度のウィッグとか、そういったような事後の対応ということでございますけれども、やはり一度聞く場所が間違っただけでこちらに来たとき、奥さんが、奥さんというか、若い方でございますけれども、ウィッグの申込みをしたいけれどもどちらですかと言うのを案内しましたけれども、その方はその後、二、三回、会ってこういう過程ですとか、髪の毛が伸びている状態とか聞きましたけれども、そういう方は多分積極的な方なんだろうなと思ってございますけれども、やはり男性でもそうですけれども、特に女性の方が大事な髪の毛がなくなってしまうと、それを思っただけでがんの治療を拒むようなことがあったら、大変だなという感じもします。

そのための、これもやっぱり事後の対応でありますけれども、そのことも治療をためらわない、少しでもためらわなくするためにはどうしたらいいのかなという形で議員の質問を聞いておりましたけれども、やはり全部出すからやれというわけにはいきませんが、少しでもそれによってちゅうちょなくがん治療に専念して

いただいて、そして、全快していただくということを求めれば、まさに様々な形の中で検討していきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） ぜひご検討をお願いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） ここで休憩に入ります。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

2番二上光子君の一般質問を続けます。2番二上光子君。

○2番（二上光子君） 次に、ギャンブル依存症の対策について伺います。

要旨1点目に、県で策定されたギャンブル依存症等対策推進計画の当町での取組について、2点目に、児童手当の受給者変更についての考えはあるか、3点目に、子供や若年層への予防啓発についての取組を伺います。

ギャンブル依存症は、1970年代後半にWHOにおいて正式に病気と認定されました。自力ではコントロールできなくなる脳の病気と言われており、医師や我慢でやめられない誰でもなり得る病気です。アルコールや薬物と似ている点が多く、同じ疾病分類の依存症として認められています。国の対策基本法が施行し、県では対策推進計画が3年ごとに見直されており、令和6年度から始まったのは、今月末で実施期間となっております。

当町における取組について伺います。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 大綱2番のギャンブル依存症の対策についての質問でございます。

1点目の県で策定されましたギャンブル依存症等対策推進計画の当町での取組を伺うという質問でございますが、国や県の計画におきまして、ギャンブル等依存症等は、ギャンブル等にのめり込むことにより、日常生活、または社会生活に支障が生じている状態とされております。

本町におきましては、宮城県ギャンブル等依存症対策推進計画が示す支援の枠組みに基づきまして、県や保健所等の専門機関と連携を図りながら、適切な支援へとつなげる役割を担っております。

具体的な取組についてでございますが、まずは依存症に関する関心と理解を深めていただけるよう、国や県の啓発用リーフレットなどを活用し、窓口などでの情報提供を行っております。併せまして本人や家族から相談を受けた際には、生活上の困り事に耳を傾けるとともに、保健所への専門相談や医療機関の受診を促すなど必要な支援に結びつけるよう努めているところでございます。こうした相談に対し状況に応じた的確な対応ができるよう、担当職員が研修に参加し、資質の向上に努めております。

今後につきましても、県の計画との整合性を図りつつ、県や関係機関との連携を大切にしながら、地域で安心

して暮らせる体制の維持に尽力してまいります。

2点目でございます。児童手当の受給者変更についての考えはあるかとの質問でございます。

児童手当につきましては、児童手当法において、原則として生計を維持する程度の高いものが受給者となることとされております。一方で、受給者が児童のために手当を適切に使用していないと認められる場合には、市町村長が受給者を変更することができることとされております。

ご質問にありますギャンブル依存症等の場合でございますが、依存症そのものが自動的に受給者変更の理由となるものではありません。児童手当が児童の養育に適切に用いられていないと認められるかどうかを、個々の状況に応じて慎重に判断する必要がございます。

受給者変更の手続きにつきましては、まず子育て支援課へご相談いただき、家庭の状況や手当の使途について確認を行います。その上で、受給者変更申請書や状況を説明する申立書など必要な書類を提出していただき、総合的に検査し、児童の利益が確保されるよう判断してまいります。

3点目でございますが、子供や若年層への予防啓発についての取組を伺うとの質問でございます。

近年のインターネット環境の普及に伴い、スマートフォン等を通じて若年層がギャンブルに接するリスクが高まっており、早期の予防教育は重要な課題と認識しております。

本町におきましては、現在実施している窓口や公共施設での周知啓発を通じ、保護者世帯を含めた全世帯に対し、依存症の危険性や相談先を広く知らせることで、予防に努めている状況でございます。今後は、関係機関と連携しながら、どのような周知啓発が可能かを検討してまいりたいと考えております。

以上、2番二上光子議員への答弁といたします。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） ありがとうございます。

こちらのギャンブル依存症につきましての相談とかは、窓口があるのでしょうか。その点をお聞かせください。

○議長（大泉 治君） 福祉課長。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君） まずは身近な窓口として福祉課が一時的な受皿となっております。ご本人やご家族からの相談に応じておりますが、依存症対策は非常に専門性が高いため、大崎保健所等の専門的な支援の場や適切な支援機関へと確実につなぐことも町の役割と考えているところです。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） 相談はございますか。

○議長（大泉 治君） 福祉課長。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君） 直近におきまして、依存症に特化した相談実績はございませんが、依存症という疾患の特性上、ご本人が自覚しにくい、また周囲に相談しづらいという背景があるものと認識しております。まずはご家族を含めた相談しやすい環境を整えていきたいと考えております。

また、福祉の総合的な相談の中で背景にギャンブルの問題が潜んでいる可能性も否定できません。どのような入り口の相談であっても、適切に専門機関へつなげられるよう、今後も窓口の対応力を維持してまいりたいと考えております。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） ありがとうございます。

ギャンブル依存症は、アルコールや薬物依存症と同類疾病ではありますが、例えば仕事に行かないとか、朝からアルコールを飲んだり薬物でふらふらしているというような姿は一切ないそうです。むしろふだんは責任感があり仕事も勤勉で家庭においても優しい方だったりするそうです。そういう方が金銭的にゆとりがあってギャンブルにはまり、家族に内緒で高額な借金を繰り返してしまうといったケースがあり、やがて資金がなくなると、多重債務や家庭不和、窃盗や虐待、闇バイトなどの犯罪を犯す社会問題へとつながっていくそうです。夫がギャンブル依存症で多額の借金を抱え、児童手当が振り込まれる口座を管理してギャンブルに使い込み家計が逼迫している。給与口座の金銭管理は奥さんがしているが、固定費や生活費などでいっぱいばいばいで、手当、給付金も全て子供たちのためではなく、ギャンブルに消えていってしまうというご相談がございました。こういったケースの児童手当受給者変更に対応いただけるかを伺います。

○議長（大泉 治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐藤明美君） お答えいたします。

まずはギャンブル依存症というだけでは受給者変更というのはできないことになっております。児童手当が適切に児童のために、児童の利益を最優先にということになって使われているかどうかの判断が必要になりますので、そういった場合には、町長の答弁にもございましたが、子育て支援課のほうにまずはご相談いただきまして、家庭の状況を丁寧に聞き取りさせていただきまして変更の判断をさせていただきたいと思っております。

また、その際にも町で独自に判断が難しい場合には、別な、ギャンブル依存症ではありませんが、今までも県のほうにも相談をしながら受給者変更等を行っておりますので、ご理解いただきたいと思います。終わります。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） ありがとうございます。

ギャンブル依存症は否認の病と言われまして、本人は病気と自覚症状がない。診療へつなぐことは困難だそうです。この手当支給等は、子供の養育者としてぜひ母親の下へ届くように生活を維持していくことが望まれます。

仙台市では、この児童手当がギャンブルに使われているというチラシで、こういったチラシで啓発をしております。また、今はスマートフォンの利用等でどこへでもつながります。競馬、競輪、オンラインカジノなど違法行為への道が入りやすく社会問題となっております。

ギャンブル依存症の家族の会のセミナーに参加をさせていただきましたが、子供の頃からギャンブルをする大人が周りにいけば、ギャンブル依存症になりやすい、学生や20代の若年層は軽い気持ちで始めてからどんどん入り込んでしまう傾向がある。愛好家と依存症の違いは、家庭や仕事に問題がなく、我慢ができる人と借金を繰り返してコントロールが利かない脳の機能異常状態である人との違いで分かれているそうです。

次に、当町の子供や若年層を守るための予防啓発について伺います。

○議長（大泉 治君） 福祉課長。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君） 先ほど町長が答弁しておりますのでちょっと重複してしまいますが、若年層への予防啓発におきましては、まずは周囲の大人や保護者が正しい知識を持つことが不可欠であると考えております。引き続き、周知啓発を通じ、保護者世代を含めた全世代に対し依存症の危険性や相談先を広く

知らせることで、間接的な予防に努めている状況でございます。

また、若年層、特に子供への直接のアプローチにつきましては、福祉部門のみならず、関係機関との連携が不可欠であると認識しております。

今後は、宮城県の推進計画に基づきまして関係部署との情報共有や周知啓発の方策などについて、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） 先ほど町長、また担当課の方から返答いただきましたが、窓口での予防啓発といったところになりますでしょうか、実はこのスマートフォンの利用については犯罪につながるリスクがございまして、警察庁が昨年1年間、犯罪被害に遭った18歳未満の子供は、前年比80人増の1,566人と発表、近年は小学生の高学年で犯罪被害に遭われている方が著しく増加をしているそうです。昨年も過去最多の犯罪被害を更新したと発表されました。

ご家庭での関わりがとても大切になると思います。ルールづくりや制限などがあるペアレンタルコントロールといった機能を活用して、このスマートフォンの制限、規制をしていただいて、危険なサイトへ誘導されないよう、ぜひこちらも啓発等必要かと思いますが、こちらは保護者の面といったところで、教育長からもご意見をいただいてよろしいでしょうか。

○議長（大泉 治君） 通告ないんですが、「よろいしです」の声あり）啓発の部分で。（「そうですね、啓発の部分で、すみません」の声あり）

○2番（二上光子君） それで、高校生以上や成人も危険なサイトへつながる、オンラインゲームからも闇バイト等への関与など加害者側に巻き込まれるケースもあり得ますので、こういったことをご家庭の中でも話し合えるようなリーフレットとか、またチラシとか、そういうものを使って話し合えるような予防啓発を促すことが重要と考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 先ほど町長答弁いたしておりますけれども。

○2番（二上光子君） 窓口だけでなく、また別な機会の啓発をお願いをしたいんですが、その点につきましてはいかがでしょうか。窓口に行く方は限定されておりますので、ぜひとも。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） この件につきましては、私もあまり深く分かりませんが、今、福祉課で答弁しておりますけれども、福祉課は、比較的小子さんたちとの接触が少ないとこの前の打合せの中で話を聞いております。ですから、できるならばそういった子供たちの専門的な所管でもある教育委員会のほうにも、あらかじめ投げかけていただければなど、そのように思っておりますけれども、ただ、高等学校ではそういったようなカリキュラムが、対応のカリキュラムがあるとも聞いておりますので、あとは教育指導の中でそういったような対応というのを、システム的に立ち上げていかなければ対応できないのかなど、そのように思っております。私どももスマートフォンを操作する中でお聞きしますと、知らず知らずにそういったような方向に導かれるということも聞いておりますので、なおさら子供たちを保護するという立場からは、やはり教育委員会が一番、あるいは子育て支援課とか、そういった子供さんと接触の多いところが窓口となって、対応に関してですが対応していくべきなのかなとは考えております。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） 犯罪に巻き込まれない環境づくりがとても大切と考えますので、誰もが安全に暮らせるよう、相談者に寄り添った窓口の対応や今後の若年層への啓発などの取組を望みまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大泉 治君） 大変ご苦労さまでございました。

次に、10番杉浦謙一君、一般質問席へ登壇願います。

〔10番 杉浦謙一君登壇〕

○10番（杉浦謙一君） 10番杉浦でございます。通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

最初に、認知症につきましてですけれども、涌谷町では、高齢者の認知症に対する予防について取組がなされていると思いますけれども、認知症に関しましては以前、私も宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に議会から選出されたことがあります。当時の遠藤議長の後押しもありまして様々、学ぶ機会が多い広域連合の議会でありました。特にこの医療制度の仕組みですとか、高齢者の認知症、特に予防活動などに学ぶことが多かったなと思っております。また当時、広域議会では私も毎議会、質問する機会が与えられましたこと、本当にありがたいなと思っております。

認知症に関しまして、65歳以上の人が起こりやすいと言われてはいます。脳内の病気であり早期発見・早期対応が重要となるため、年齢に関係なく認知症予防を進めていかなければならないという認識であります。涌谷町における認知症の予防についての考え方をお聞きしたいと思います。

二つ目であります。

涌谷町が行っている健診でありますけれども、聴力検査、節目人間ドックでは、高齢者関係なく聴力検査を行っておりますけれども、これからの聴力検査の実施についてお伺いしたいと思っております。

3点目であります。

加齢性難聴者に補聴器をつけることによって認知症予防につなげることは大事なことだと思います。耳が聞こえにくいという方は随分、私の身の回りにもいるものでありまして、日常的にコミュニケーション能力の欠如、会話ができないことによって諦めてしまつてという方もいらっしゃいます。認知症リスクも高くなると思います。補聴器購入に助成することで補聴器を購入する機会を与えることで、認知症予防だけではなく、日常生活を送ることができることは歓迎すべきだと思います。この補聴器購入助成、町長のお考えをお聞きして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） それでは、大綱1点目の加齢性難聴者に補聴器購入の助成をとということでございます。

町において高齢者の認知症予防の取組の考え方を聞くという質問でございますが、認知症は誰もがかかる可能性のある身近な疾患であり、本町におきましても、高齢化の進展に伴い、その対策は喫緊の課題であると認識しております。

国が掲げる共生と予防を車の両輪とした認知症施策推進基本計画に基づきまして、発症を遅らせ、たとえ認知症になっても自分らしく暮らし続けられる新しい認知症観の下、施策を推進しております。

認知症予防の具体的な取組といたしましては、早期発見、早期介入が重症化予防において極めて重要でございますので、町民公開講座や認知症サポーター養成講座を通じた正しい知識の普及に加え、現在、各地区の運動広場において実施している体操やお茶を飲みながらの交流などを通じ、身体機能の維持と地域の中でのつながりを保つことで、閉じこもりや孤独感の解消を図っております。

認知症の疑いがある方や適切な支援に結びついていない方に対しては、専門職で構成する認知症初期集中支援チームが自宅訪問を行い、適切な医療や介護サービスへとつなげることで、医療と介護の円滑な連携体制を構築しております。

また、認知症予防には、地域社会から孤立させない環境づくりが欠かせません。認知症の方が本人やご家族、地域住民が気軽に集える認知症カフェは、早期の相談の窓口として、また地域における相互理解の場として機能しております。

認知症施策において大切なのは、早期発見・早期介入によって進行を抑制することと社会とのつながりを保ち、地域での居場所を確保することを車の両輪として進めていくことであると考えております。町民の皆様が住み慣れた地域で安心して老後を迎えられるよう、環境づくりに取り組んでまいります。

2点目でございます。町が実施する高齢者の聴力検査の実現はという質問でございます。

現在、当町では、住民健診におきまして聴力検査は実施しておりませんが、高齢者の健康維持の観点から聴力低下への対応は重要な課題と認識しております。今後につきましては、実施方法や費用対効果などを整理しながら導入の可能性について検討してまいります。

3点目でございます。加齢性難聴者に補聴器をつけることによって認知症予防につなげることは大事であり、補聴器購入に助成を行うべきであるとの質問でございます。

はじめに、加齢性難聴と認知症の関連についてでございますが、議員ご指摘のとおり、厚生労働省の新オレンジプランや世界保健機関WHOの指針におきましても、難聴は修正可能な認知症のリスク要因の筆頭に挙げられております。

難聴によるコミュニケーションの減少は、社会的な孤立や活動性の低下を招き、それが脳への刺激を減少させることで、認知機能の低下に拍車をかけることが指摘されております。そのため、補聴器を適切に装用し、他者との交流を維持することは、心身機能の活性化や認知症の発生遅延に寄与するものと認識しております。

県内の自治体におきまして独自の助成事業を開始している事例があることは承知しておりますが、本町における制度導入の是非につきましては、現時点では二つの視点から慎重に見極める必要があると考えております。

その一つでございますが、支援の実効性についてでございます。補聴器は単に購入すれば直ちに効果が得られるというものではなく、専門医による診断や個々の聴力に合わせた継続的な微調整が不可欠な機器でございます。こうした適切なプロセスを経ないまま、購入費用のみを助成した場合、結局は使いこなせず装用を断念してしまうといった事例も少なくございません。助成を行うのであれば、それが確実に町民の生活の質の向上につながる確かな仕組みが必要であり、その在り方について慎重な検討を要するものと考えております。

二つ目でございますが、施策の継続性と公平性についてでございます。

加齢性難聴は、今後、多くの方が対象となり得るため、一度制度を導入すれば、制度を末永く安定して維持していく責任が生じます。限りある予算の中で、他の喫緊の福祉課題とのバランスを考慮しつつ、総合的な観点

から慎重に判断すべき事項であると捉えております。

以上のことから、本町における補聴器購入への助成につきましては、先行自治体の状況やその後の効果を注視しつつ、引き続き調査をしております。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） では、2回目の質問をさせていただきます。

最初の認知症予防につきましてです。涌谷町の地域包括支援センター、ここが出しています物忘れ安心ガイドというのがあります。この中には、答弁の中でもありました、認知症は身近な病気であるということと、潜在的に涌谷町には995人の推計であるということがこのガイドには載せられております。

そして、この中に新しい認知症観というのが述べられているというか、掲載されているんですけども、この新しい認知症観、古い認知症観と認知症観というのがあって、その新しい認知症観というのはどういうものなのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 福祉課長。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君） 新しい認知症観でございますが、新しい認知症観は、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも一人一人が個人としてできること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方でございます。

認知症の人を含めた国民一人一人が新しい認知症観に立ちまして、認知症の人が自ら意思によって多様な主体とともに、日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会をつくり上げていく必要があるというところで、大変前向きなポジティブな考え方でございます。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 答弁をお聞きして、やはり新しい認知症観というのは、たとえ認知症になったとしても人権の問題ですとか、通常の生活をしていくということで、先ほど言った当たり前に身近な病気になってしまうと。脳の病気でありますけれども、そういった点では、そういう新しい指針というか、新しい認知症観で物事に当たるというのが大事かなと思っております。

そしてまた、認知症の前に難聴、高齢になりまして難聴になってくると。これは答弁の中でも、誰もがそれは当てはまるものかなと思っております。加齢性難聴者の早期発見というのは、先ほど答弁にあったとおり、認知症の予防の関係で非常に大事になってくるんだと思われま。その点では、やはり検査の充実、早期発見、早期対応というのが、この認知症の大事な観点だと思えます。

その点では、難聴者の対応というのも、また一つ大事な点ではないかなと思っております。補聴器をするかどうかは別として、難聴者の治療、耳鼻科に、いろいろ私も節目人間ドックでは聴力検査を受けましたけれども、やはりいろんな高い音、低い音、それが聞き取りにくくなっていくというのは、年々、誰でもあることでありますし、検査の充実は重要であると思えます。この点について早期発見、早期対応、早期治療について大事な点だと思いますので、この点について町のご所見をお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） 現在、県内のほうで高齢者の聴力検査を実施しているところは、2か所、2自治体あるようでございます。その自治体の中で美里町のほうが一つに入っているというふうなところです。

先ほど議員おっしゃられたとおり、当町におきましては、節目の人間ドックのほうで聴力検査のほうを実施しておる状況ですが、今後につきましては、確かに他自治体の動向というか、そういったものもあるとは思いますが、町立病院のほうで実施が可能かどうかというふうなのも含めながら検討していきたいというふうにご考えております。終わります。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 多分答弁も難しいかなと思っはいますけれども、そういった早期発見することによって、補聴器は次の段階になることだと思っはいますけれども、答弁の中で、財源の問題もありますし、実効性、確かに調整が必要になってくると。ただ購入すればいいだけではありませんで、やっぱりその補聴器が合わないというのとそれなりに訓練をしなきゃいけない部分はあるかと思っはいます。いろいろ雑音まで拾ってしまうというのがありますし、その点では、補聴器をせっかく購入してもつけなくなるというのはよくある話でありまして、その点ではいろいろと検討しなきゃいけないものがあるかと思っはいます。

自治体によっては上限を設定して、2万円の上限であったり3万円の上限であったり、助成を行っている自治体は様々であります。

二つの公平性と実効性につきましては、そのとおりだと思っはいますが、やはりやがて認知症予防のために補聴器購入助成が必要になってくるという時期が必ず来るかと思っはいます。その点で町長にお伺いしますが、購入助成、予算が限られてはいますが、その点では非常に今、涌谷町の高齢化率が高い中で認知症予防に関しまして必要になってくるかと思っはいますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 質問者のお話の流れの中で、まず県内で2か所の自治体、山元町と隣町だと思っはいますけれども、そういった中で聴力検査したり、あるいは補助金、補助とありますけれども、ただ、入れ歯でもそうでもありますけれども、せっかく買っても結局使わないでしまうというのが、しかも大枚の金で自分で買って使わないと、そういう現状はみんな知っていると思っはいますので、補聴器というのは、せっかくの補助でもそれを使っはいただかないと何の意味もないということもありますので、ただ、その前段としての耳の検査と申すか、そういったような聴力検査というものに対してはやってもらって、そのことによって、申し訳ないんですが自分で購入して様々な事例を出っはいただきながら、どういったような問題があるのかなということも併せていろんな形で調査して、最終的には効率的な補聴器の補助の在り方というものを考えていく、そのような形の中で進められればいいなと思っはしております。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） その点では様々に検討すべき段階だと思っはいます。その点では、町としても、まずは認知症予防の観点、そしてまた、高齢化率は40%を超えておりますけれども、その中でのコミュニケーションの問題等、ぜひ様々な観点から検討していただければと思っはいます。

次に、大きな質問です。水道のほうですけれども、まず、国が推進していますウォーターPPPについてお聞きします。

水道PPP、このPPPというのは何だと。Public・Private・Partnershipの略語で、公共と民間が手を組むという意味だそうであります。

国土交通省は、このPPPを官民連携と訳してまして、行政と民間が公共施設等の建設、維持管理、運営等を連携して行うことで、財政資金の効率的使用や行政の効率化などを図るものと説明しています。その中でアクションプラン、令和5年改訂版というのがありまして、水道、工業用水道、下水道についてPPP、PFI推進アクションプラン期間の10年間、この10年間は令和4年から令和13年においてコンセッションに段階的に移行するための官民連携方式、管理更新一体マネジメント方式というんですか、これを公共施設等運営事業と併せてウォーターPPPとして導入拡大を図りますと、こう述べられています。事業件数は10年ターゲットと設定し、10年間で水道分野の官民連携を225件進めると数値目標まで書いてある。

このウォーターPPPとはどんな計画なのか、まず1点お伺いしたいと思います。

二つ目であります。

宮城県が、令和4年度に水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業一体でのコンセッション方式で採用した宮城県上工下一体官民連携運営事業、通称みやぎ型管理運営方式を導入してから4年を迎えることとなりました。

みやぎ型管理運営方式というのはどういう理由で導入されたかというのと、一つ目が、人口減少と節水型機器の普及による給水収益の減少、二つ目が約20年後、2047年頃とされていますが、2,000億円規模の大規模な施設更新時期を迎えるというのが2点目、3点目が技術者の養成が困難ということを挙げてまして、コンセッション方式で経費を削減してこれらに備えるとされていました。このみやぎ型管理運営方式、4年を迎えておりますが、町内の事業ではどういう変化が起きたのか、お伺いしたいと思います。

そして、三つ目であります。

涌谷町の水道料金につきましては、人口減少、節水機器の普及で給水水量が減少しています。つまり水が売れなくなっている現状があります。しかし、町民皆さんが高いと認識している水道料金について引下げするよう努力すべきと考えますが、当町のご所見を伺います。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） 今回の一般質問は、BCPから始まりましてPPPということで、何かと横文字が多くて、私はあえて日本語に訳したいなと思っておるんですが、Public・Private・Partnershipということでもありますけれども、そういった中で、高い水道料金の引下げという大項でございます。

質問がありましたように、国が推進しているウォーターPPPとはどんな計画かについての質問でございます。ウォーターPPPとは、民間事業者と自治体の協力により、水道事業や上下水道施設の運営管理、技術提供などを行い、自治体が施設や設備を持ったまま運営権を委託し、経営と維持管理を一体的に行う新たな仕組みでございます。この取組は公共サービスを効率的、かつ効果的に提供することを目指しており、自治体が抱える様々な課題に対応するための手段となるものであります。

ウォーターPPPの具体的な特徴といたしまして、民間事業者のノウハウを活用することで業務の効率化やコスト削減が図られます。また、民間の競争原理を活用することで、サービスの質が向上する可能性もございま

す。さらに、民間事業者とのリスク分担により、公共部分が負担するリスクが削減されることが考えられます。

しかし、導入には様々な課題もあり、地域特性や人口規模に合わせた柔軟な対応が求められる中、小規模な自治体においては、事業を行っている団体が少なく、知識や経験の蓄積が必要でございます。ウォーターPPPの導入につきましては、今後、十分な情報収集や検討を経て選択すべきかと判断しております。

2番目の質問でございます。みやぎ型管理運営方式での変化はどのようなものかということでございますが、みやぎ型管理運営方式は、さきに述べましたウォーターPPPのコンセッション方式と呼ばれるもので、自治体が施設や設備の所有権を持ったまま、運営権を民間事業者へ長期間、設定し、経営と維持管理を一体的に委託する手法でございます。

県では、水道、工業用水道、下水道の3事業の運営権を令和4年度から民間事業者へ移行しております。その中で水道に関しましては、用水供給事業の内容に変更はございませんので、当町の水道事業におきましても、直接的な変化はございません。

これまでの変化といたしましては、みやぎ型管理運営方式の導入に伴い、令和7年度に予定していた広域水道の受水費改定を1年前倒しし令和6年度に実施いたしており、その際には事業の導入効果が反映され受水単価の引下げが実施されております。

3点目の水道料金については引き下げるよう努力すべきと思うがどうかという質問でございます。

水道事業会計の経営状況につきましては、人口減少や節水機器の普及が進む中で料金収入の減少が続いております。加えて、昨今の物価上昇に伴い、営業費用は年々増加傾向であり、現状の予算ベースで試算いたしますと、経常収益では令和12年度には赤字に転落する見込みでございます。また、令和11年度に改定が予定されております県の受水費が値上げとなった場合には、経営悪化はさらに加速するものと推測されます。

また、投資的経費におきましても、施設の耐震化や老朽管の更新に要する費用は今後も高水準で推移する見込みであり、このような背景を考慮しますと、適切な料金設定が必要不可欠でございます。

このような背景から安易に水道料金を引き下げることは、今後の水道事業の安定性や公平なサービスの維持にリスクをもたらしかねないものと考えております。

現状といたしましては、現行の料金水準の維持に努めてまいります。安全な水の供給と持続可能な事業運営を目指し、将来的な料金改定につきましても、今後の収益及び資金状況を注視しながら検討するとともに、しかるべき時期に相談してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） では、再度質問します。

PPPなり、PFIというのがありますけれども、補助金で誘導されるということがあるかなと思います。しかも、このウォーターPPP、一定の締切日までに手を挙げないと補助金がつかないとか、期間限定で誘導されるという傾向にあります。

そのため、まちづくりや住民生活にとって大変重要な問題であるにもかかわらず、短期間に余り住民の意見を、これ議会も似たようなところありますが、議会とか、住民に意見を聞かないで進めることがあるのではないのでしょうか。いつまでに手を挙げないと補助金がもらえないそうだから、とにかくやろうというやりがちになる

というのがPFIだったり、PPPだったりと思います。

水道PPPの水道工事のやり方というのがありまして、管理更新一体マネジメント方式というのがありまして、特徴としては長期間の契約、原則10年、仕様発注ではなく性能発注をするということ。維持管理と更新の一体のマネジメント、プロフィットシェアの導入、いろいろあるんですけれども、当町におきましてはどのような考えなのかお伺いしたいと思います。導入に関しまして。

○議長（大泉 治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（阿部雅裕君） お答えします。

現時点では、上水道分野といたしましてはウォーターPPPのほうの検討は行っておりません。こちらにつきまして宮城県内の状況を見ますと、上水道のみで検討されている自治体、事業体はないというふうに把握しております。

また、このウォーターPPPですが、県内では、議員おっしゃったとおり、宮城県の上水、工業、そしてあと下水道、そしてあと利府町のほうで上水道、下水道のほうで導入されているというふうに把握しております。

私どもの涌谷町といたしましては、今、検討していないとおっしゃいました。というのは、こちらのウォーターPPPに経費の削減という項目もございますが、委託ということを考えますと、必ずしも経費の削減には結びつかないと。むしろ委託費のほうが増額となるというところで、経営的にはちょっと厳しいのかなというふうに考えております。

ちょっと来年度のお話になりますけれども、来年度の水道事業のほう、純利益といたしまして約400万円ほど見込んでおる中で、ウォーターPPPを導入してこちらの委託費用払う耐力は、今のところ、ないのかなというふうに考えております。今後、検討しなくちゃいけないものではあるとは思いますが、その辺につきましては、収支状況を見ながらゆっくり検討していきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 涌谷町は検討していないということでありまして、2番目に、宮城県がみやぎ型管理運営方式ということで民間に委託しているような状況にあって、これで4年目になったということなんですけれども、運営権者がみずむすびマネジメント宮城、略してMMMと言われるところであります。年に30億円弱の水道料金が利用料金として県企業局からこのMMMに移されるということによって、3年間で88億5,200円の売上げになったと、民間がですね。利益率は22.29%であります。これは大企業であるトヨタ自動車が10%前後でありますから、2倍の利益率を持っているということになります。

宮城県の企業局の水道の決算は、営業収益で直営の最後、令和3年度でしたけれども110億円でした。それがだんだん収益がなくてどんどん減っていくんですね。赤字のときもありますけれども、3億円とか、そういう推移になってきているという状況になります。

ちなみに大崎広域水道は、毎年、赤字の状況、見通しとなっていると。逆に仙南仙塩広域水道が黒字というふうになって、差引きこれまで100億円ぐらいの収益があった宮城県がどんどん収益が落ちているということがあります。

これはどういうことかという、結局民間が儲かり県の収益が落ちることになっているわけで、この影響は、やがては涌谷町にも影響を及ぼすのではないかと心配しているんですけれども、この観点はいかが

でしょうか。

○議長（大泉 治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（阿部雅裕君） 今のご質問につきまして、県のほうからは特にはそういった情報は入っていないといたしますか、検討されていない状況となっております。今のように収益が落ちているというところで後々、県の受水費のほう、値上げなど検討されるのではないかとというふうに思われますが、その辺は注視しながら、そして、上がらないことを期待しておるところでございます。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 最初にお話ししましたみやぎ型管理運営方式は、いろいろと経費が今後かかる、将来的に収益が落ちる。そしてまた、技術者の養成が困難である。そしてまた、施設の更新時期を迎えるということで、大変だということでこれを採用したんだと私は思うんですけども、将来的に結局は涌谷町の水道料金が跳ね上がるような傾向には私はなるとは思いますけれども、本来、最初の段階でこの宮城県が導入した理由というのは、どういう理由で管理運営方式を採用したのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（阿部雅裕君） お答えいたします。

料金の抑制もあるかと思えます。あと施設の老朽化が進む中で県のほうも技術者の養成がなかなかうまくいかないのかなという部分もあるかと思えます。その中で施設の維持管理・更新といった、そういったノウハウを持った会社のほうに委託することでスピーディーに、そして効率よく維持管理をやっていくというふうな目的であるかと思えます。

みずむすびさんのほうを構成する会社を見ますと、県内の大手の企業だったり、実績のある会社さんが多く入っているようでございますので、その辺は今後の維持管理のスピーディーな対応をちょっと期待しているところでございます。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） その点では料金が抑制されれば一番いいんですけども、なかなかそうはなりようがない感じがするんです。その点ではみずむすびマネジメントみやぎ、大きな会社が結局管理しているという状況にあります。その点ではもう少し、今、宮城県の問題ですけども、考えていただければと思います。

水道料金ですけども、なかなか節水機器がということもあります。しかしながら、物価高騰重点支援交付金、これは水道料金の基本料金を引き下げることにも対応できるはずなんですけれども、それをできればやっているはずなんですけれども、やれなかったのは何か理由があるのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（阿部雅裕君） お答えいたします。

こちらのほうにつきましては、私どものほうでも検討させていただきました。涌谷町内の上水道の普及率、それは今、大体96.3%ぐらい。ただ、こちらのほうは簡易水道利用者も含まれておりますので、そちらのほうを引くと90から95%の間に収まるのかなと。そうしますと、5%以上の人、人口にしますと700人以上の方々がその物価高騰対策の基本料金の引下げのほうの恩恵は受けられないと。その辺がありますと、今度、不公平性が出てきますので、こちらのほうに私どものほうは手を挙げなかったというふうな回答となります。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） その点ではもう少し引き下げる努力を、期限が限られていますけれども、その点では町長に伺いますが、そういう考えも必要ではなかったのかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか、最後に。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 先ほど申し上げましたように、毎年の収支の状況を見ますと、どんどんどんどん目減りしております。そういった中で、収支が逆転するというのが1回目の答弁で申し上げましたとおりでございますので、それをできるだけ何とか先延ばしできないものかなということで担当課が中心に努力しているところがございますけれども、そういった観点から値上げはしたくない。ならば、現状の料金を何とかして長い間、保ち続けたいというのが現在の状況でございますので、今、値下げすると、一気に赤字転落となりますと、また再値上げということは、やっぱり町民の皆様に対して大変神経を逆なですることもありますので、その辺は慎重な対応を取らせていただきたいと思います。（「終わります」の声あり）

○議長（大泉 治君） 大変ご苦労さまでございました。

昼食のため休憩いたします。

再開は1時といたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

引き続き、一般質問を続けます。

4番佐々木敏雄君、登壇願います。

〔4番 佐々木敏雄君登壇〕

○4番（佐々木敏雄君） 4番佐々木敏雄です。通告に従って一般質問をいたします。

まず、項目1として、地域公共交通会議の協議結果についてであります。

涌谷町では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域公共交通会議を設置して地域公共交通計画の策定及び住民生活に必要な輸送サービスについて、令和6年度、7年度の2か年、協議を行ったところであります。

そこで、要旨の1といたしまして、遠距離通学該当以外の児童生徒のスクールバスの利用についてお伺いします。

スクールバスは、児童生徒等の通学に供することを主たる目的として、僻地における通学支援及び通学路における安全確保の手段として運行されているものであります。令和3年6月会議においても、遠距離通学に該当しない児童、いわゆる短距離通学児童生徒のスクールバス利用について一般質問した経緯があります。その内容は、短距離通学児童生徒を遠距離通学乗降場まで保護者あるいは家族が送迎するので、スクールバスを利用

させてほしいという要望であります。当時は翌年度がスクールバスの契約の更新であることもあり、またその後は地域公共交通会議の協議結果を踏まえて検討するというようなことを言われたと私は思っております。

そこで伺いますが、地域公共交通会議において、通学路における児童生徒の安全確保の手段としてのスクールバス利用についてどのような協議が行われたのか、その結果、どのような方向性になったのか。

また、その協議結果を踏まえて町ではどのように対応しようと考えているのか、町長の所見をお伺いします。

要旨2といたしまして、通学用パスポート専用バスとして町民バスとの混乗の検討についてであります。

本町では、登下校時に児童生徒の安全確保を目的として、町民バスを活用した無料パスポート事業を実施し、通学用パスポート専用バスとして運行しています二の袋線があります。

しかしながら、児童生徒の減少に伴い利用者も減少している状況であり、専用バスであるため、一般の町民は利用できない仕組みとなっているようであります。また、九軒・三十軒のスクールバスも運行されておりまして、利用者も大分少ないようであります。

二の袋線においては、専用バスの前後に町民バスが運行されている状況が見受けられます。双方の便に空きがあるのであれば、専用運行とするのではなく町民バスとして混乗方式を検討すべきではないかと考えられます。

また、来年度からはさくらんぼこども園の通園バスも運行予定となっております。加えて、小学校、中学校のスクールバスもそれぞれ運行されており、類似するルート運行のように見受けられます。さらに、町民バスも同時刻に運行されているようであります。下校時は異なる時間にしても、登園・登校時間帯はおおむね重なっているものと思われま。幼稚園児、小学生、中学生、さらには可能であれば一般町民もできるような混乗体制を検討する余地はないのでしょうか。

地域公共交通会議においては、このような状況や混乗の可能性についてどのような意見や議論があったのか、お伺いします。

要旨3でございますが、美里町町民バスとの連携についてでございます。

少子高齢化の進行、人口減少への対応には広域的な行政サービスの連携が不可欠であると考えます。公共施設の整備、利用、道路交通網の形成など相互にメリットのある政策展開を進めていくことが重要であります。大崎市民病院敷地内には、24時間体制で夜間救急を担う地域医療連携拠点施設が整備され、令和9年度の開設が予定されております。これについても大崎市民への通院手段確保の観点から、涌谷町町民バスと美里町町民バスとの連携運行について検討すべきであると質問した経緯がありますが、今後、夜間救急体制が整備されれば、その必要性はさらに高まるものと考えます。

第五次総合計画の実施計画では広域連携の推進と位置づけられ、第六次総合計画では広域連携の強化と表現を改めております。推進から強化へと文言が変化していることは、一定の進展があったものと受け止めております。

また、第三次大崎定住自立圏共生ビジョンにおける地域公共交通分野では、大崎圏域公共交通検討研究会の開催や住民バスの効率的運行及び利便性向上に向けた検討を実施するとされております。

そこで伺いますが、町でもアンケートを実施されていると思いますけれども、要望なども踏まえた涌谷町として広域的な町民バスの利用連携や将来的な公共交通網のあるべき姿について、公共交通会議においてどのような具体的な案や意見交換が行われたのかお伺いします。

以上、第1問です。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 大綱1点目でございます。

地域公共交通会議の協議結果について、1点目の遠距離通学該当以外の児童生徒のスクールバス利用についての質問でございます。

スクールバスにつきましては、児童生徒の学校への送迎のための貸切りバス事業であり、地域公共交通でないことから、地域公共交通会議での議題としては協議されておりません。

しかしながら、バスによる輸送事業でございますので、教育委員会と情報を共有しながら、スクールバスから町民バス等への切替えやスクールバスへの一般町民の混乗の可能性等について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

2点目の通学用パスポート専用バスと町民バスの混乗検討についてでございます。

専用バスといたしましては、二の袋線の上涌谷から勤労福祉センター前までの間、町民バスの2両目として運行しております。運行を始めた経緯といたしましては、町民バスの車両が乗合バス仕様でないことで座席数以上の乗車ができず、通学用パスポートを利用する児童が乗車できない可能性があったことから運行を始め、現在は児童の通学時の安心安全の確保のために運行を継続しているところでございます。

通学用パスポート専用バスの可否につきましては、関係部署と協議したところではありますが、教育委員会からの意見として、児童の通学路の安心安全のため、引き続き継続していきたい旨の報告を受け、令和8年度につきましては現行どおりの運行を計画するものでございますが、利用子供数の推移により、今後も協議が必要と考えております。

今後も引き続き児童の安心安全を確保しつつも、効率的な地域公共交通となるよう検討、見直しを図ってまいりたいと考えております。

3点目の美里町町民バスとの連携についての地域公共交通会議での検討でございますけれども、美里町町民バスとの連携のみならず、地域公共交通計画策定の際の町民アンケート等におきましても、町域を越えた運行、いわゆる広域バスの要望がございました。広域バスの運行に当たりましては、関係する地域の地域公共交通会議と協議が必要となること、実際の利用者見込数の把握が必要となることや、JR石巻線の利用促進の点から具体的な検討には至っておりません。今後も引き続き導入の可能性について調査研究してまいりたいと考えております。これは大崎地域医療連携のためにも、やはり交通弱者となります患者さんの足の確保というのは、その連携の可否にも非常に影響しますので、今後とも関係市町と連携する必要があるなと思っておりますので、その際には議員の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 要旨1でございますが、今の答弁ですと、スクールバスは、地域公共交通会議の議題にはならないということよろしいのでしょうか。ということは、このスクールバスの運行計画とかは、教育委員会で立てているということで、企画とか財政のほうには協議とかはあるんですか、あったのか、その辺、ち

よつと確認させてください。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） スクールバスの運行につきましては、教育委員会のほうで行っております。

今、お話しありました協議につきましては、公共交通会議においても、議題というか、話題になりましたけれども、そのときにはスクールバスと町民バスというのは目的が違うので、同じく走るのは時間帯にしても利用目的にとっても適切ではないというご意見は、公共交通会議の意見では出ているところでございます。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 令和6年10月11日付で文部科学省総合教育政策局政策課長及び国土交通省総合政策局地域交通課長ともう一つ、国交省のほうの課長名で3団体の連名で、児童生徒等及び地域住民の移動手段の確保に向けたスクールバスと地域交通の効果的な活用についてというものが発出されております。

この中では七つの項目があるわけですが、スクールバス車両の空き時間活用、それからスクールバスへの地域住民の混乗、それから交通事業者への委託、地域公共交通への集約、部活動地域移行に伴う移動手段確保、それから6、7は関係部署との連携や協働推進とか相談体制ということで、これは地域公共交通からはスクールバスは除外できないわけで、一緒に検討しなくちゃいけない項目だと私は理解して今回この質問をしたわけですが、その辺を踏まえて再度、スクールバスと町民バスの混乗についてどういうお考えがあるのかお伺いします。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 現在のところでございますけれども、スクールバスの予算は教育委員会に置いておまして、町民バスの予算は企画財政課のほうに置いております。そういったことで、それぞれでスクールバスの契約と町民バスの契約はしているところです。

議員さんおっしゃるように、バスに余裕があって町民も乗れるのであれば、そういったことも検討していくべきだとは思いますが、現時点においてスクールバスの空き時間利用というのは、授業等で使うほうでいっぱいといいますか、利用されておりますので、今現在につきましては、先ほども申し上げましたとおり、目的も違うということもありまして、町民バスは町民の利用、それからスクールバスはスクールバスという利用の状況になっております。乗る児童生徒が少なくなってくれば、そういった方向性も見えてくるのかなと思いますけれども、現時点では、公共交通会議においてもそういったお話のほうは出ておりません。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 予算は当然分かれていて、それはいいんですけども、企画財政課で教育委員会の予算もつけているわけですので、当然、その運行状況とか町民バスの利用状況とかは知っているの予算づけだと思うんです。今回このような、何か教育委員会は教育委員会、企画は企画というような感じに取れますけれども、やはりこれはきちっと両者が話し合って有効な安全な運行ができるような話合いが、私は必要じゃないかと思えます。

同じところを何回も通る、何台も通っているような現状は知っていますか、確認しているんですかね、実際に。何か私、常任委員会が前回は教育厚生だったのでちょっと2回ほど説明を受けたんですけども、どうも私は

納得いかない運行ルートだと、これは素人の私が感じただけですけども、ベストとは思えない。もう少しアイデアがあれば、もう少し効率的な費用も安く上がるような気がするわけですけども、その辺は公共交通会議は一旦7年度で終わりでしょうけれども、そのような事案が出た場合には再度、そのような意見聴取とか、そういう協議会とかは実施することは可能なんでしょうか、それともそういうことがあればしていくとか、そういう気持ちがあるのか、その辺、町長、もしよければお願いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） スクールバスのパスポート専用バスですね、こういったのは、当時、不審者が結構出たという話の中で子供を守るという観点で、そういったような保護的な措置も考えてこういったような事業を起こしているということに聞いております。

やはり混乗しますと、様々なバス、あるいは列車、狭い空間の中での様々な出来事がございますので、そういったリスクを外すために当時、そういうことが起きたのかなと思っております。

もちろん、質問者が言っているのももっともだと思います。そういった中で、そういったような子供を守るという前提を当然置きながら、そういったような単に無理、無駄ということだけでなく、スクールバスに関しましては、子供を守るという観点を一番に置きながら、そういったような話合いをすることは当然、必要だろうと思っておりますので、それはやらせてほしいと思っております。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 児童の安全、登校時、下校時の安全を守るのもう一大目的ですので、それは十分に配慮していただいて、それでも利用者が少ないとか、そういうことであれば、その辺は柔軟な考え方をしていたらという思いがあります。

それから、要旨3に移りますけれども、広域的なバスの利用ですけども、これは涌谷町だけでは当然、できないんだろうと思っていますので、ぜひ近隣の美里町、あるいは大崎広域の中でも話合いをして、実現できるように努力していただければという思いでございます。

中には、透析等も大崎市民病院だけじゃなくて民間の診療所に通われている方もいらっしゃると思いますが、アンケートの結果がどうだったのか、ちょっと私は知り得ませんが、そのような希望があれば答えていただければという思いですが、いかがですか、町長、答弁をお願いします。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） この件に関しましては、大崎市民病院の並木管理者と全く同じ思いでございまして、地域医療連携を図るためには、既に私と並木管理者は当初のほうからこのことを心配して、交通弱者に対する対応がないと医療連携が取りづらいということを申し上げさせていただいております。

といいますのも、やはり救急病院としての市民病院、それから回復期においてしっかりとサポートするためのうちの病院とか、あるいは介護等々の地域包括的な目的を持っております私どものほうに受け入れるとか、それにつきましても、家族の運転で対応できる人はいいですが、やはりその足の確保がなされると、この地域医療連携、スムーズな連携は取れないと当初から思っておりましたので、これは市町含めてどういったような連携が取れてどのような医療的な収支が向上できるか、あるいは町民、市民の皆様の利益にかなうことができるかというのを、やはりこれは別問題として話さなければならないなと思っております。

今、医療連携そのもの話合いでございまして、なかなかこの足の確保というのは、これは絶対必要になってくると私は常に発言しているところでございますけれども、なかなかその段階に進まないということでございますので、我が議会におきましてもそういう点を心配していただくということを背景に、さらにその協議をしていただくように提言させていただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） ぜひ大崎圏域の住民の方の足の確保には、努力していただきたいという思いでございます。

○議長（大泉 治君） 一つ聞いていたやつで、要望とか、必要性があったときは、公共交通会議のようなものを開くのかということに答弁いたしておりませんので答弁させます。企画財政課長。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 公共交通会議については、必要に応じて開催して、そういった問題点があれば、これまでの専門の先生方にも聞きながら改善してまいりたいと思います。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） ぜひ専門的な方々のメンバーですので、アイデアなり考えを聞いて、町がよりよい運行ができるように努力していただきたいと思います。

それでは、質問項目2に移りますが、老人保健施設の今後についてでございます。

老人保健施設の事業収支は、令和4年度以降、赤字額が急激に拡大しております。今後の運営について強い危機感を抱き今議会一般質問を予定していましたが、去る2月25日、議会全員協議会に涌谷町老人保健施設の事業転換と運営に関する方向性が示されました。また昨日、町民医療福祉センター令和8年度重点目標の中で、特別養護老人ホームへの改編が公表されました。しかし、大きな転換に係る事業であるにもかかわらず、予算計上が見られないことから、町民の皆さんへの説明責任の観点から、今後の具体的な方向性について再度お伺いします。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） それでは、大綱2番目の老人保健施設の今後についての質問の中で、老人保健施設の事業収支は令和4年度から急激に赤字額が増額している。令和7年度予算でも1億4,000万円を超えている。今後も老人保健施設として継続していく考えなのか伺うという質問でございます。

二つの点から改革が必要ということを今から申し上げさせていただきます。

令和6年度に実施した涌谷町在宅医療介護体制推進プロジェクトにおきましては、老人保健施設の在り方を検討し、現段階では老健を継続して運営し、在宅強化型を目指すとしております。しかしながら、近年の急激な環境変化を受け様々な課題が浮き彫りとなり、老人保健施設事業の見直しが必要となってきております。

見直しのために浮き彫りとなってきました課題であります。1点目は、物価高騰や人件費の増加に伴う経営環境の悪化でございます。老人保健施設の事業収益は、年度により増減はあるものの、中長期的に見れば、ある一定の水準を保っておりますけれども、人件費につきましては人事院勧告などの影響もあり、年々増加しております。このように増加する人件費は、物価に対して介護報酬改定が追いついていない構造的な課題が経営

悪化の大きな要因の一つだと考えております。

2点目でございますが、人口減少や介護の担い手不足が進む中、今後、さらに需要が高まる在宅医療介護のニーズに適正に適用していくためには、医療介護資源を有効活用する必要があります。これに対応していくためには一つの施設だけではなく町全体の施設の中で連携し、限りある医療、介護資源を効率的に活用することにより、持続可能な体制を構築する必要があります。その一環といたしまして先日、開催いたしました議員全員協議会でご説明したとおり、令和9年4月の老人保健施設から特別養護老人ホームへの転換を想定し、涌谷町社会福祉協議会と協議を進めてまいりたいと考えております。

様々な外的要因もございましたので、どうしても頑張っているんですけども経費のほうが増額しているという状況の中の改善でございますが、それを内部的な改革ではなくて、施設も含めた外部的な形で改革して、そして、本来の介護、医療等々につなげていきたいなど、そういう考えでございますので、この途中において質問者も様々な経験をなされている方でありますので、適切なアドバイスをいただければ大変ありがたく思っております。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 町長に適切なアドバイスと言われたんですけども、実は私も9年オープンということに対してちょっと違和感といいますか、感じているもので、私を感じたことをちょっと羅列いたしましたのでそれを読み上げますので、最後に町長の思いなりをお伺いしたいと思います。

一部説明とも重複する部分もあるかと思っておりますけれども、4点ほどまとめましたが、まず、施設基準の変更、それから収支の見通しが大きいものと思っております。特別養護老人ホームへの転換となれば、当然、基準の変更、それから採算ベースをどこに、ベッド数を幾らにし、稼働率をどのように見るか、そのような経営上の問題があります。そしてまた、施設としてそのベッドが確保できるのかどうか、そういう問題も絡んできますので、収支の計画をきちっと立てることが大切かと思っております。

それから、老人保健施設は平成7年開設されましてもう30年が経過しておる建物でございます。建物の老朽化も進んでおるため、改修費用の見通しはどうかというような問題もありますので、その辺の積算が出てくるものと思っております。

それから、2番目としてスケジュールの実現性でございますけれども、実施設計を立ててそれから施設の改修工事をして各種の許認可手続を経て9年4月ということになりますと、設計期間や工事は業者さんで行うものであると思いますが、出来次第の移行という説明もございましたけれども、現場あるいは利用者に混乱が生じないようなスムーズな移行が1年かけてできるかと、そういうところがちょっと懸念されるところでございます。

それから、3番目として、やはり職員体制と処遇の問題があるんだろうと思っております。事業転換に伴って必要人員の再算定と配置転換、さらに退職等の問題も出てくる可能性もあります。現体制から新体制への移行計画は、8年度から交流とか研修を重ねるといってところですけども、職員との十分な協議と不安解消の安定的な組織運営の確保が可能なのかどうかということが大きく心配されます。

それから、4番目としては、社協への指定管理委託ということですので、社協のほうはゆうらいふも委託しますので大きい問題はないものとは思いますが、最終的なその経営リスク、黒字で進めばいいですけども、赤字なり修繕等が出た場合に、町がどのようにどこまでそういう費用負担をするのか、そのような問題がもろ

もろ出てくるものと思います。そういう財政面、それから施設の経営面、そういうことも踏まえて今回、社協では引き受けするという事なんだろうと思いますけれども、私が一般質問するに当たり拾い上げてみたものですけれども、それだけでもこれくらいかかるので、1年間では期間がタイトでありますので、人の配置の増とか、そういうことも当然、行わなくちゃいけないものと思いますので、その辺も踏まえて町長の今後のオープンまでの考えをお伺いします。

○議長（大泉 治君） 質問者、通告は老人保健施設についての通告でありまして、特養になったときの内容については入っておりませんが、副町長に答弁いただきます。副町長。

○副町長（大崎俊一君） 4番議員、ご心配を大変おかけしているところでございます。

それで、老人保健施設の特養への転換にあたりましては、今までだいぶ協議を重ねてきたところでございますけれども、やはり一番心配されるのは移行期間だと思っております。そこをスムーズにいかに行うことができるかということで今、協議をさせていただいております。

それで、施設基準と積算ベース、そしてベッドの確保につきましては、現在、コンサルと社協と打合せをしており、一番どこで採算が取れるのかということは、今、協議中でございます。

現在、改修しなくても41床は取れると。ただ、そこでは余り採算はよくないと。だから、ある程度の改修は必要になるかもしれないというところで現在、進んでおりますけれども、改修費用等につきましてはまだ協議中でございますので、協議が固まり次第、議員の皆様にお諮りさせていただくことになるかと思っております。ただ、できるだけ費用がかさまないように、我々としてもやっていきたいと思っております。

それと、現在、それとは別にお風呂とか大分傷んできております。それは老健を続ける、特別養護老人ホームにするしないにかかわらず、改修費用というのは出てきますので、その辺は通常の改修費用ということで後々、恐らく積算させていただくことになるかと思っておりますが、老健会計でやるよりも移行して一般会計に来てから補修したほうが起債が打ちやすいので、その辺、時期的なものについては考えているところでございます。

あと、職員の処遇についても今、協議中でございますので、できるだけ皆さん、納得いく形で移行できるように頑張っていきたいと思っております。

あとは社協との関係性になってきますけれども、社協とも十分打合せをしており、社協自体、今やっておりますし、その職員を異動等で回せる。大きく涌谷町の事業の中で回していけるということは十分可能であり、その分、人員を少なく、通常1件の特養を持つよりも少なく人員を回せるということもメリットに入りますので、その辺も活用、十分にやっていけるのかなと思っております。

どちらにしましても、来年4月に移行できるように、うちのほうとしても頑張っていきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） そうですね、利用者さん、あるいは職員等の動揺がないようにスムーズな移行ができるように願っております。終わります。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

以上で一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時40分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開します。

皆様をお願いいたします。採決の賛否を問う際、起立者の確認がしづらい場合があります。確認を迫えるまで時間を置いて着席なされますようお願い申し上げます。



◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大泉 治君） 日程第2、同意第1号 涌谷町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） それでは、同意第1号の提案の理由を申し上げます。

涌谷町教育委員会教育長、柴 有司氏から、令和8年3月31日をもって教育長を退任したいとの願いが提出され承認いたしましたことから、新たに牛渡正哉氏を教育委員会教育長として任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めます。

どうぞよろしくようお願い申し上げます

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより同意第1号 涌谷町教育委員会教育長の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、同意第1号 涌谷町教育委員会教育長の任命については原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時43分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

ここで議会の同意を得られました牛渡正哉氏からご挨拶をいただきます。牛渡正哉さん、登壇願います。

○新教育長（牛渡正哉君） 牛渡正哉でございます。

先ほど、遠藤釈雄町長さんから任命いただき、議会で同意をいただきました。

改めてここに立つてみると、その責任の重さがひしひしと私の心の中に湧いてきております。

このお話が具体的にあってから特に無というか、無心というか、何か将来に向けて具体的に何かを考えていたというわけではないので、抱負を述べろと言われると、今、この時点で何かを語ることはできないんですが、私がここ10年ぐらい前ぐらいから教育行政にいても、学校運営者となっても、涌谷町の教育専門監となっても自分の心の根底にあるテーマがずっとありました。

それは、今のこの子供たちが、大人になったその未来がどうやって生きていくんだろうかということなんです。未来の社会を予測するのは不可能だと言われている時代になっておりますし、今の子供たちが大人になったときはゼロから1を生み出す力とか、解のない問題に立ち向かっていく勇気だとか、そういったものが必要とされております。今の子供たちが、自分の人生を自らかじを取って進んでいける、そういう人に育てるための学校教育はどうあったらいいのかというのが、私の心の中にずっと10年間あったテーマでした。今言えるのは、4月からその職になったときに、そのテーマは多分続いていくんだろうなというふうな思いを持っております。

いずれにしても、これまで柴 有司教育長さんが5年間、また、その前も歴代の教育長さんがずっと築き上げてきた涌谷町の教育を私がバトンを受け継いで、さらに一つでも二つでも進められるよう誠心誠意、職務に励んでいきたいと思っております。

教育委員会、教育総務課、生涯学習課、一体となって、さらには町長部局と軌を一にして、そして、議会の議員の皆様のご指導を仰ぎながら一日一日を何とか精いっぱいやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思っております。

以上で挨拶といたします。

○議長（大泉 治君） どうもありがとうございました。よろしく願いしたいと思っております。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時48分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

◇

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第3、議案第5号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第5号の提案の理由を申し上げます。

本案は、涌谷町が所有する町指定記念物不動沢のケヤキの3本のうち、1本が倒れ隣接する水道タンク及び周辺のフェンスを倒壊させたことに関し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） ご説明いたします。

議案書2ページをお開き願います。

議案第5号 損害賠償の額の決定及び和解について。

町指定記念物不動沢のケヤキ倒木に係る損害賠償について。

下記のとおり損害賠償の額を決定し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出、涌谷町長。

1、相手方につきましては、涌谷町吉住字西山36-13、吉住水道組合、組合長、佐竹 博様でございます。

2、和解の要旨でございますが、町は、損害賠償金590万7,000円を支払うものとする。

3、和解の理由でございますが、令和7年7月23日に涌谷町指定記念物不動沢のケヤキの3本中1本が倒れ、相手方が所有する水道タンク及び周辺のフェンスが倒壊したものでございます。

これにより相手方に多大な損害を与えましたことから、損害賠償について和解しようとするものでございます。

なお、相手方の吉住水道組合さんとは、先月2月12日に和解に向けた協議が整っておるところでございます。

また、損害賠償金590万7,000円につきましては、全額、町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険から保険金として支払われるものとなっております。

以上で説明を終わります

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 今の説明で十分理解はできたんですが、問題は3本の指定木があって今回1本が倒れたということですが、あとの2本については今後、どのように考えるのか、切るのか、また指定を取り消すのか、その辺の考え方、同じことがまた繰り返されるという心配がありますので、お聞きしておきます。

○議長（大泉 治君） 生涯学習課長。

○生涯学習（福山宗志君） 生涯学習課です。お答えいたします。

指定3本中、今回1本が折れたということで残り2本がケヤキの木としてはまだ残っております。

現在、各所有者の方々とも協議をしつつ関係各所とも協議を進めながら、残りの2本、伐採等も含めた形で検討を進めているというところでございます。2次的な被害、今回はなかったですが、人的な被害があった場合等も考慮しながら今現在、進めさせていただいているという状況でございます。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 私も現場を確認させていただきました。すごい崖のところに3本が立っていたという現況を確認しまして、これはもう2次被害、今後もありそうだなという気がしたので、できれば地権者にこの機会に切らせていただいたほうがいいんじゃないかというふう感じたものですから今回質問させていただいてい

ますけれども、ぜひその方向で進めていただければと思いますけれども、再度お願いします。

○議長（大泉 治君） 生涯学習課長。

○生涯学習（福山宗志君） 地権者の方々、関係者の方々には今回このような事態を含め大変ご不便等もおかけしているということで、重々承知をいたしております。

こうしたことがないように、町の宝である指定木ではあるんですが、万全を期すように検討してまいりたいと思います。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号 損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第5号 損害賠償の額の決定及び和解については原案のとおり可決されました。

○議長（大泉 治君） 休憩いたします。

再開は2時5分といたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

◇

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第4、議案第6号 第六次涌谷町総合計画基本構想及び前期基本計画を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第6号の提案の理由を申し上げます。

本案は、第五次涌谷町総合計画が令和7年度で計画期間満了となることから、人口減少や少子高齢化等の町が抱える課題を最優先のテーマとして捉え、町民アンケート調査の実施や各種団体へのヒアリングの実施、関係

団体代表者等からなります総合計画策定審議会の審議を経まして計画の見直しを行い、涌谷町の個性と魅力を高めるとともに、町民と協働して幸せを感じるまちづくりを推進し、今後10年間のまちづくりを力強く推進する総合的かつ計画的町政運営を行うための最上位計画として、令和8年度を初年度とする第六次涌谷町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について、地方自治法第96条第2項並びに涌谷町議会基本条例第8条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） それでは議案書3ページ、資料につきましては、カラー刷りの第六次涌谷町総合計画となります。

議案第6号 第六次涌谷町総合計画基本構想及び前期基本計画を定めることについて。

第六次涌谷町総合計画基本構想及び前期基本計画を別冊のとおり、定めたいので、涌谷町議会基本条例第8条の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出、涌谷町長。

今回策定いたします第六次涌谷町総合計画につきましては、基本構想が令和8年度から令和17年度までの10年間の計画となっております。

基本計画につきましては、前期と後期に分かれておりまして、今回策定する前期基本計画につきましては、令和8年度から令和12年度末となっております。

計画の策定に当たっては、令和6年10月1日に町長を本部長とし、各課長が本部員で構成する総合計画策定本部を設置いたしました。

令和6年10月3日に第1回目の総合計画策定本部会議を開催し、その後、班長を中心とした策定本部部会を設置し、策定を進めてまいりました。

加えて、令和6年11月から12月にかけて町民アンケートを実施いたしました。アンケートの実施に当たっては、年齢層、地区が人口に対しおおむね公平になるように分け、その中からランダムで1,000人を選出し、アンケートを送付しております。回答につきましては295名、ウェブによる回答2名を加え合計297人より回答いただきました。

令和6年12月には若者ミーティングを開催し、本町が町内外から推される町となるためのワークショップを開催しております。

令和7年3月からは学識経験者の方や町内の各種団体の代表者を構成員とした総合計画審議会を組成し、町の計画案について諮問を行っております。

その後、12月会議後、12月17日から12月19日までの3日間にわたり総合計画の懇談会を西地区、東地区、箕岳地区と3地区で実施いたしました。さらに、パブリックコメントについても町民の皆様からいただいたところでございます。

2月3日には審議会に報告し、同日付で答申をいただいたところでございます。

審議会からは、審議の結果、原案については、今後10年間の総合的かつ計画的指針として適切であるとの結論となりましたが、三つの配慮する事項が添えられました。

一つ目といたしまして、各分野において担い手の確保、育成に努めるとともに、町民一人一人が積極的にまちづくりに参画できる体制を構築し、町民と行政の協働により、将来像実現に向けて施策を実施していくこと。

二つ目といたしまして、新たな総合計画を広く町民に周知を図るとともに、計画の着実な推進のために、計画実行評価改善のマネジメントサイクルを実施するため、委員会を設置し、効率的、効果的な施策の実行に努めること。

三つ目といたしまして、速やかに実施計画を作成し、町民に公表することの三つでございました。

議会の皆様には計画案の進捗に合わせて9月には基本構想を、12月には計画の素案を、そして、先週の2月25日には最終案と3回にわたり計画の内容についてご説明させていただきました。

本日皆様のお手元にある別冊は最終案として先週、全員協議会でお配りしたものとデザインは変わっておりますけれども内容については変わっておりませんので、ご承知おきいただきたいと思います。

説明については以上でございます。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 今回の第六次総合計画、私ども、委員会、そしてまた全員協議会、そして今回ということでお聞きしておりましたし、資料のほうもいただいております。

これは説明したときに全部を把握できるかという、ほとんど把握できませんでした。ですから、家に帰ってからゆっくりと見させていただきまして、涌谷町の将来像の中で一番の課題は何だろうといったときに、やっぱり先ほど町長のお話もあったんですけれども、人口減少を最優先に考えた第六次総合計画であるというふうなお話をいただきました。私もまさにそのとおりであろうというふうに考えます。

昨日、一般質問の中でもお話ししましたが、1か月に2人しか産まれない状況の中で年間生まれても24人、それを10年間足したとしても、もう30年後、40年後がそのままいけば、人数が幾らになると、もう分かるんですね。そういったことで今回コンサルの話も聞きながらまとめたということですが、私としてはちょっと足りないなという感覚があるんです。

それはなぜかという、希望的な部分、将来、こういうことをしてもっと人口を増やすんだよとか、増やしたいんだよという希望を載せて欲しかったなあと。

それはなぜかという、前に増田知事ですか、消滅自治体可能性ということで東北地区については215自治体のうち165自治体が消滅可能性のある自治体というふうになっております。

その中で、2020年から2050までの30年間で、子供を産む中心になる年齢層の20代から39歳の若年人口の減少率が50%を超えていると予想される自治体が、消滅可能な自治体だということなんです。まさに涌谷町もそういう現状に今、あるわけです。

ですから、これが30年後、40年後のまちづくり、これで第六次は10年間でありますでしょうけれども、そういった部分を考えると、もう少し課長、希望の持てるようなことを書いて欲しかったなというのが私の意見であります。

実を言うと、ある……………。

○議長（大泉 治君） 質問者、質問は何ですか、質問。

○11番（門田善則君） だから書いて欲しかったなということ。希望的な、要は涌谷町が消滅可能にならない

ための施策として、その希望的な発想をここに載せて欲しかったということが私の意見であります。

○議長（大泉 治君） 意見じゃなくて何を聞きたいんですか。何を聞きたいのか。

○11番（門田善則君） だから、希望的なものを載せて欲しかったということです。要はこういうふうな改革をして、工業団地に工場誘致をしてとか、こういう希望的な発想を書いてほしかった。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） そういった希望が書けるのであれば、いいのかもしれませんが、企業誘致については、項目として誘致件数も目標値として上げております。

基本計画でございますので、具体的な計画については実施計画で行うとしておりますので、それについては個別の計画等で実施していくというのが基本計画でございますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 恐らくそのようにしか答えられないんだろうなというふうなことなんですけれども、ある書類を見ると、宮城県の中では大衡村が消滅可能自治体から脱却したというふうな記事になっておりますので、どうやって脱却したのかということもぜひお読みになって、今後につなげていただければいいのかなというふうに思いますので、その辺についてお知らせください。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 今回立てました計画というのは、日本全国ですけれども、人口については減少していく傾向にあるわけですけれども、それをいかに減少のスピードを緩めて、それから交流人口、移住人口を増やして、そのスピードを抑えながら町ににぎわいを、少なくなっても元気ににぎわいのある町ができるような計画を立てたつもりでございますので、その計画実現に当たっては、議会の皆様もご協力いただきまして、共に同じ方向を向いていっていただければと思います。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 本当に難しい問題ですからそのようにしか答えられないと思いますけれども、前に前者が言ったと思いますが、第五次総合計画の中でどれだけの達成率があったのかという質疑がありました。それと同じように、ただ絵に描いた餅にならないためにも、私はここで発言しているわけでございます。ぜひそのことも踏まえて今後、実効性のあることをやってほしいなというふうに思います。以上です。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 計画実現に当たっては、将来のことでございますので不透明な部分もあるかと思いますが、その辺については執行部、職員、議会の皆様、町民の皆様、皆さんの力を合わせて実現可能にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 5番佐々木です。先ほど質問でもあったんですけれども、私たちはこの冊子を頂いているんですけれども、町民にどのようにして知らしめるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 議会の議決をいただきました後に一定数の部数を印刷いたします。それからあと、ホームページ等で公開いたしますし、あと必要であれば、企画のほうで印刷したものもお渡しでき

るかと思っております。

○議長（大泉 治君） 8番後藤洋一君。

○8番（後藤洋一君） 一つだけ。総合計画のちょうど7ページなんですけれども、私は計画をつくるに当たって、やはり実施計画、基本構想なり基本計画、特にこの実施計画の1期3年が非常に大事になってくると思うんです。ですから、先ほども説明ありましたように、やはり幅広く、まず議会もそうですけれども、執行部も幅広く総合計画の中身を町民にきちっと説明をし、浸透していただくことがより大事かと思えます。

その中でも人口減少とか子育てとか、いろいろありますけれども、やはりその辺のところを浸透していくような、そういった話合いを持っていく機会をつくっていただくということに対して、ひとつその辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） ありがとうございます。

実施計画につきましても、説明のほうでしょうかと思っていんですが、昨年度までは主な事業概要として単年度のものをつくっておったわけですが、今回は実施計画と以前ありました主な事業概要と併せた形で一応3年分の、今後3年分の計画を載せるような形にしておりまして、これを町民の皆様に公表といいますか、これもホームページのほうに掲載して、ご理解いただきながら実施してまいりたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 8番後藤洋一君。

○8番（後藤洋一君） 8番後藤洋一でございます。ぜひとも積極的な立場で町民の方に第六次総合計画を示して分かっていただけるような、やっぱり時間もかかるとは思いますけれども、その点についてもよろしくご指導のほどお願いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 計画を知っていただくのはとても大事なことだと思いますので、そういった機会も設けてまいりたいと思います。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号 第六次涌谷町総合計画基本構想及び前期基本計画を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第6号 第六次涌谷町総合計画基本構想及び前期基本計画を定めることについては原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第5、議案第7号 涌谷町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第7号の提案の理由を申し上げます。

本案は、前計画が令和7年度で計画期間満了となることから、引き続き持続可能な地域社会の構築を図るため、新たに、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に規定する令和8年度から令和12年度までの5か年の過疎地域持続的発展計画の策定に当たりまして、議会の議決を求めます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） それでは、議案第7号 涌谷町過疎地域持続的発展計画を定めることについて。

議案書の4ページでございます。

涌谷町過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年3月5日提出、涌谷町長。

資料につきましては、別冊となっております涌谷町過疎地域持続的発展計画でございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法につきましては、令和3年から10年間の時限立法となっております。人口減少や高齢化が著しい市町村が作成する産業振興、移住促進、生活環境整備など地域活性化に向けた包括的な計画となります。この計画を基に国からの財政支援や有利な起債、借入れでございますけれども、を活用し、地域の自立を促進するものでございます。

涌谷町過疎地域持続的発展計画につきましては、令和4年度に策定いたしまして計画期間は令和7年度まででございましたので、今議会において令和8年度から令和12年度までの計画案を上程しております。この計画につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定、過疎地域の市町村は、持続的発展計画に基づき、当該市町村の議会の議決を経て、過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができるとされております。

宮城県において令和7年11月に策定されました宮城県過疎地域持続的発展方針に基づき、また、総務省から作成例が出されておまして、これに基づいての構成となっております。内容につきましては、基本的には前回計画を基に完了した事業は除き、新たな事業について追加をするなど、内容を見直しております。

計画書案の1ページをお開き願います。

1、基本的な事項の（1）涌谷町の概要では、自然的、歴史的、社会的、経済的条件の概要、過疎の状況、産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要について記載しております。

4ページをお願いします。

(2) 人口及び産業の推移と動向について記載しております。

6 ページからは、(3) 行財政の状況について記載しております。

8 ページからは、(4) 地域の持続的発展の基本目標、こちらでは本計画の基本的な考え方として町の総合計画における基本方針と同じであると考えております。

9 ページでございます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標として、人口と支援制度を利用した移住世帯を設定しております。こちらの数値目標につきましても、第六次涌谷町総合計画に合わせた目標値としております。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項といたしまして、総合計画と併せて毎年度、議会へ報告を行いながら達成状況の評価を行います。

(7) 計画の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年となります。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合につきましては、本計画において実施しますハード整備事業について、公共施設等総合管理計画に基づいて実施することが求められておりますことから、その旨、記載しております。

続きまして、大きな2から12までは、過疎計画において町が取り組む11の項目を順次掲載しております。

構成につきましては、(1) 現状と問題点、(2) その対策、(3) 計画、(4) 公共施設等総合管理計画との整合の順で記載しております。

計画につきましては、5年間で行おうとする過疎債を充てようとする事業及び過疎を脱却するための事業を可能な限り記載しております。

項目の概要と記載している主要な事業について説明させていただきます。

初めに、2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成につきましては、人口減少の抑制策として重要な対策でございます。支援制度を利用した移住世帯、地域おこし協力隊の隊員の期間終了後の定住件数を指標といたしまして、12ページの(3) 計画に示すものでございます。

13ページでございます。

3、産業の振興につきましては、農業、林業、商工業、観光について、金のいぶきの品質向上、新規立地企業数、観光客入込数を指標とし、農林業の基盤整備、経営の近代化、企業誘致、観光地整備に加え、16ページから17ページの(3) 計画に振興策を計画するものでございます。

17ページに(4) 産業振興促進事項と記載しております。こちらにつきましては、産業の振興の項目のみ記載される項目でございます。過疎地域に立地する減価償却の特例を受けることができる業種を記載しております。

18ページになります。

4、地域における情報化になります。マイナンバーカードの交付割合を指標とし、住民票の写しや各種証明書等のコンビニ交付サービス事業などを計画してまいります。

19ページからでございますが、5、交通施設の整備、交通手段の確保の促進になります。町民バスの利用者数を指標とし、道路、橋梁、水路の改良及び町民バスの運行事業などを計画するものでございます。

21ページになります。

6、生活環境の整備になります。上水道、下水道、消防施設、廃棄物処理、公営住宅について記載するもので、水洗化率、町営住宅の修繕・改善、老朽化した住宅の除却などを指標とし、水道事業、下水道事業、消防施設、

公営住宅について計画するものでございます。

続きまして、25ページでございます。

7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進でございます。子育て支援センターの利用者数、介護予防教室や講座への参加割合、要介護認定率、健康寿命の延伸、特定健診、受診率を指標とし、施設の整備改修や子育て、高齢者、障害者健康づくりへの支援を計画するものでございます。

30ページからは8、医療の確保となります。地域医療を確保するため、医師の招聘、紹介率、逆紹介率、病床稼働率を指標とし、涌谷町国民健康保険病院の医療機器などの整備や医師の招聘事業などを計画するものでございます。

33ページでございます。

9、教育の振興となります。学校教育、生涯学習について記載するもので、図書室の利用者数を指標とし、教育施設やスポーツ施設などのインフラの長寿命化やスクールバスの運行事業などを計画するものでございます。

36ページでございます。

10、集落の整備になります。地域コミュニティーを維持していくため、自治会数を指標とし、集会所整備などを計画するものでございます。

37ページ、11、地域文化の振興となります。地域の歴史資源を活用するためなど、地域文化振興施設利用者を指標とし、施設の改修、活用などを計画するものでございます。

続いて、39ページでございます。

12、再生可能エネルギーの利用促進になります。脱炭素社会を目指し、持続可能なまちづくりを行うもので、公用車の電気自動車の導入数を指標とし、省エネやLED化などを行う計画となります。

41ページ以降につきましては、令和8年度から令和12年度までの過疎地域持続的発展特別事業の事業計画となり、2から12までを計画における地方財政補助、主に普通建設事業に該当しないソフト事業などを再掲載したものとっております。

冒頭にも申し上げましたとおり、内容につきましては、前回計画から完了した事業を除き、新たな事業を追加するなどして内容を見直しております。

また、本計画につきましては、宮城県との協議を1月20日から行い、2月16日に異議がない旨、回答を得ております。議案可決後、県を通して国へ提出を行うこととなっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 説明を受けたんですけども、今回後期というか、5年間の計画ですけども、全体計画があってその事業を達成したものは削っていくという説明を受けたわけですけども、その全体計画というのはどの部分を全体計画というのか、お願いします。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 全体計画ではなくて、前回計画ですね、「前」の計画です。前回の計画、令和4年から12年までの計画、はい、すみません。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号 涌谷町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第7号 涌谷町過疎地域持続的発展計画を定めることについては原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第6、議案第8号 涌谷町町民バス条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第8号の提案の理由を申し上げます。

本案は、町民バス路線のうち、成沢地区及び箕岳山地区の運行を廃止し、新たな交通サービスである乗合タクシーへ転換することから、所要の改正をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） それでは、議案第8号 涌谷町町民バス条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書につきましては5ページ、新旧対照表は1ページでございます。

議案第8号 涌谷町町民バス条例の一部を改正する条例。

涌谷町町民バス条例の一部を次のように改正する。

第3条1項の表から箕岳山線の項を削る。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月5日提出、涌谷町長。

今回の条例改正につきましては、令和7年3月に策定いたしました涌谷町公共交通計画に基づきまして、令和8年度からは、町長の提案の理由にございましたとおり、町民バス路線のうち、成沢地区及び箕岳山地区の運行を廃止し、同地区については新たな交通サービスである乗合タクシーへ転換することといたしますことから、所要の改正をいたそうとするものでございます。

改正の内容につきましては資料で説明させていただきますので、3月会議資料3の1ページをお開き願います。左側をご覧いただきたいと思っております。

改正の経緯といたしまして、涌谷町地域公共交通計画の重点施策に位置づけておりました利用実態、移動ニーズに応じたバスの最適化について検討いたしました。

路線ごとの利用状況を分析いたしましたところ、成沢地区、箕岳山地区において利用者が少ない状況に加え、山間部の見通しの悪い状況のため、バスによる運行には懸念があると判断したところでございます。このことから、下の図に点線で囲まれたバス停につきましては、乗合タクシーへの転換を図るものとしたものでございます。これに伴いまして新旧対照表の1ページでございますが、表から箕岳山線を削除するものでございます。

なお、成沢地区を運行しておりました小里循環線につきましては、成沢地区を経由せず、菅の沢経由のみで、運行するように変更するものでございます。

右側につきましては、町民に配布いたしましたチラシになります。中段右側の運行エリアにつきましては、運行を廃止する成沢地区、箕岳地区のバス停から中心部の共通区間のバス停までの往復となるものでございます。

運行時刻につきましては、時刻の表のとおりで、これまでのバス運行時間とほぼ同じ時間となります。

料金につきましては、これまでのバス料金と同じで設定しております。

利用する場合は2週間前から前日の16時まで電話での予約となります。

成沢地区、箕岳山地区の皆様には電話で予約する手間は増えてしまいますが、目的とするバス停までの時間短縮となるメリットもございます。

内容の説明は以上でございます。

涌谷町の地域公共交通では今回初めて乗合タクシーの導入となりますが、この導入が利用される皆様にとってよいのか検証しながら、運用してまいりたいと思います。

以上で議案第8号の説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号 涌谷町町民バス条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 涌谷町町民バス条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第7、議案第9号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第9号の提案の理由を申し上げます。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が令和7年4月1日から施行されましたことに伴い、当町においても、旅費制度の見直しを行うため、関係する五つの条例について所要の改正をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） それでは、議案第9号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

議案書が6ページから、新旧対照表につきましては2ページから、また、定例会資料につきましては2ページ、A3縦の表となります。

まず、今回の改正の趣旨でございますが、国におきまして国家公務員の旅費に関する法律が改正され、令和7年4月1日から施行されたことに伴いまして、当町におきましても国に準じ、関係する五つの条例について改正いたそうとするものでございます。

初めに、新旧対照表をご覧ください。

2ページにつきましては、第1条関係といたしまして涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正となります。

次に、新旧対照表、4ページをお開き願います。ページの下のほうにございます第2条関係といたしまして、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正となります。こちらは各種委員など非常勤特別職の旅費についての改正となります。

続いて、その下の5ページ、中段にございます第3条関係といたしまして、涌谷町職員等の旅費に関する条例の一部改正となります。こちらは一般職の職員の旅費条例となりますが、今回五つの条例の改正の大本となりますのがこちらの条例となります。改正内容につきましては後ほど資料においてご説明させていただきます。

ページ、少し飛びまして30ページ、新旧対照表30ページをお開き願います。30ページ中段から下のほう、第4条関係といたしまして、涌谷町消防団条例の一部改正となります。

次に、下の31ページにつきましては、第5条関係といたしまして涌谷町証人等の実費弁償の支給に関する条例の一部改正となります。

それでは、今回の改正の内容につきまして、議会資料2ページのA3縦の表でご説明いたします。

なお、こちらの表の一番左側に改正後の条、その隣が改正前の条を記載しておりますが、今回、章の統合や条項の整理がございまして、改正前と改正後の条が大きく変わっているものもございまして、こちら表の左側、改正後の条の順番でご説明させていただきます。

まず、第2条につきましては、こちらは用語の意義につきまして右側に記載しております改正内容につきまして規定するものでございます。

続いて、第3条から第8条までにつきましては主に文言の整理となりますが、第4条、第7条につきましては、旅行命令や請求手続のデジタル化対応に関する改正も併せて行うものとなっております。

第9条、こちらは鉄道を使用した際の交通費に係る規定につきまして改正するものでございます。今回、現行の距離制限を廃止し、さらに鉄道の利用に必要な費用、座席指定料金などがございますが、そちらの費用も支給対象とするものでございます。

第10条につきましては、船舶を利用した際に必要な費用を支給対象とするということで、こちら座席指定料金などを支給対象とするような形になっております。

第11条につきましては、同じく航空機の利用に必要な座席指定料金などの費用を支給対象といたすものでございます。

第12条につきましては、現行は車賃としておりますが、今回、その他交通費と改めるものでございます。これまで内国における自家用車での出張の場合、1キロメートル当たり37円の定額を行ってございましたが、こちら実費支給形式に変更をいたすもので、浦谷町につきましては、1キロメートル当たり30円を自家用車を利用した際に交通費として支給するような規定となっております。こちらは宮城県の料金の規定と合わせております。

第13条につきましては、こちらは宿泊費、現行は宿泊料ということでなっておりますが、こちらが大きく変わった部分でございます。現行の条例におきましては、首都圏など甲地方につきましては1万3,000円、その他の地方につきましては1万2,000円の定額支給としておりますが、改正後では定額支給方式から実費支給方式、こちら上限付に変更するものでございます。こちらの上限につきましては、国の政令で定める表を適用し、都道府県ごとにそれぞれ宿泊料の上限を定めるものでございます。例といたしまして最も高い東京都におきましては、1泊当たり最大1万9,000円、最も低い福島県では1泊当たり8,000円が上限となるものでございます。

第14条につきましては、こちらは新たに包括宿泊費として新設されたものでございます。こちらにつきましては交通と宿泊がセットとなっているようなパック旅行に関する費用につきまして新設したものでございます。

第15条につきましては、宿泊手当ということで、こちら新たに新設されたものでございます。現行の条例におきましては、日当としまして1日当たり2,000円の日当を支給しておりますが、この日当が廃止となりまして、宿泊手当ということで1泊当たり、宿泊した場合のみ、この宿泊手当が支給されるということになります。こちらは上限が2,400円となっておりますが、その宿泊の形態、例えば素泊まりの宿であれば上限の2,400円、1泊1食つきであれば1,600円、1泊2食の宿泊であれば800円というふうな形で、そちらの食事の有無、なしによって変動するような形の手当となっております。

第16条から第18条につきましては、新設でございますが、こちらは赴任に伴う費用ということで、当町におきましては余り大きくこれまでではございませんが、赴任に関する旅費につきまして規定するものでございます。

第19条につきましては、現行、旅行雑費と言われますが、それを渡航雑費に変更するものでございます。こちらは外国旅行をした際にかかる雑費、例えばパスポートの取得費用であったり、そういったところの雑費にかかる費用につきまして改めて規定するものでございます。

第20条につきましては、死亡手当につきまして、出張中、職員の子が外国で死亡した場合も支給対象とする規定を新たに設けるものでございます。

第21条から第23条までにつきましては、それぞれ法令の改正に伴いまして文言の整理、それから条文の整理を

行うものでございます。

第24条につきましては、旅費の支給額の上限について規定するものでございます。

第25条は旅費の調整、第26条は旅費の特例について、第27条につきましては旅費の返納につきまして規定するものでございます。

第28条は、適正な執行を確保するための監督規定を新たに設けるもので、第29条は委任規定となります。

なお、29条の下にございますこれまでありました食卓料、それから日額旅費は廃止となるものでございます。

以上が改正の主な内容となります。

議案書の19ページにお戻り願います。

附則といたしまして、第1項で、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

第2項から第4項までにつきましては、経過措置について規定いたすものでございます。

以上で説明終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

再開は3時10分といたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

◇

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第8、議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第10号の提案の理由を申し上げます。

本案は、議案第9号と同様に、旅費法の改正に基づき、所要の改正を行うほか、病院事業管理者の給与について令和5年2月の就任時に、病院の収入を増やす努力をしながら同時に支出の減を図っていく、その実践として自らの給与減額をと申入れがあり、その強い思いを真摯に受け止め減額をいたしておりましたが、令和8年度の給料月額についても同様の申入れがあり、引き続き減額いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） 議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

議案書が20ページ、新旧対照表が32ページとなります。

初めに、新旧対照表でご説明いたします。

こちら第5条の改正でございますが、特別職の旅費については一般職の職員の例に準ずるものとなりますが、第3項ただし書に規定いたしますとおり、宿泊費につきましては国の政令で定める表の指定職職員の欄を準用することとするため、一般職の宿泊費の限度額よりも高く設定されるものでございます。具体的に申し上げますと、一番高い東京都におきましては、一般職が限度額1万9,000円のところ、町長等につきましては2万7,000円が限度額となるものでございます。

続きまして、新旧対照表の34ページ、1ページ進んでいただければと思います。

こちらは改正後の右側、下のほうにございますが、現在、給料月額を減額しております病院事業管理者の給料につきまして、令和8年度も引き続き給料月額の100分の40を減額するよう、附則に1項を加えるものでございます。

なお、期間につきましては、令和8年4月1日から任期末となります令和9年1月31日までとするものでございます。

議案書20ページにお戻り願ひます。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



◎議案第11号及び議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第9、議案第11号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例と、日程第10、議案第12号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例は、関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雄君） ただいま一括上程されました議案第11号及び議案第12号の提案の理由を申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部を改正する政令が令和8年4月1日に施行されることに伴いまして、涌谷町道路占用料条例及び涌谷町公共物管理条例において、準拠して定めております道路及び公共物占用料の額について改正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課長（岩淵 明君） 議案第11号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例と、議案第12号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例の説明を申し上げます。

議案書は21ページから31ページ、新旧対照表は35ページから48ページになります。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、本案は、道路法施行令の一部を改正する政令が令和7年12月26日に公布され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、この政令に準拠している涌谷町道路占用料条例と涌谷町公共物管理条例につきまして、占用料の額を施行令の改正額に合わせて改正いたそうとするものでございます。

それでは、改正点につきまして新旧対照表で説明いたします。

35ページになります。

議案第11号 涌谷町道路占用料条例の関係でございます。

附則第2項中、（以下「新条例」という。）を削除いたします。

次に、別表の占用料の額になりますが、左側が改正前、右側が改正後の額となっております。主なものについて説明いたします。

まず、占用物件が道路法第32条第1項第1号に規定する工作物で、物件の上から2番目、第2種電柱になりますが、1本当たり670円から810円になります。

そこから2段下の第1種電話柱、これは1本当たり390円から470円になります。

そこから3段下のその他の柱類は1本当たり39円から47円になるものでございます。

次、36ページをお願いいたします。

道路法第32条第1項第2号に規定する物件で主に埋設管になりますが、1番目、外径が0.07メートル未満のものが16円から20円になります。

そこから4段下の外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のものは70円から85円になるものでございます。

続きまして、45ページをお願いいたします。

議案第12号 涌谷町公共物管理条例の関係でございます。

別表につきまして45ページ、柱類の設置から47ページ、駐車場、休憩所、遊技場、露店、商品置場、または材料置場までそれぞれ道路占用料と同様の改正となっているものでございます。

議案書にお戻りいただきたいと思えます。

議案書28ページ及び32ページに記載されております両条例の附則といたしまして、これらの条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第11、議案第13号 街路灯設置並びに維持に関する補助条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第13号の提案の理由を申し上げます。

本案は、街路灯維持に関する補助金の交付対象に柱及び器具の修理に要する費用を加えることから、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課長（岩淵 明君） それでは、議案第13号 街路灯設置並びに維持に関する補助条例の一部を改正する条例の説明を申し上げます。

議案書は32ページ、新旧対照表は49ページになります。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、本案は、街路灯に関する補助金交付対象の範囲に既存街路灯の修繕を加え、併せて文言整理を行うものでございます。

条例改正の背景といたしましては、現在、西・東地区の六つの商店街で151基の街路灯を保有し、維持管理を行っておりますが、組合員の減少及び施設の老朽化が進み、人的、経済的な観点から管理が困難となっているとの相談を受け対応策を検討してきたものでございます。本条例を改正することで、当分の間、各商店街で現状維持を図ろうとするものでございます。

それでは、改正点につきまして、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表の49ページをお願いいたします。

第4条の各号列記以外の部分中、「率」の後に「及び額」を加え、また「通り」を平仮名に改めるものでございます。

また、第1号中、「施設費補助率」を削り、最後に「とする。」を加えるものでございます。

第2号につきましても同様の文言整理を行っております。

第3号を新たに追加いたしまして、「柱及び器具の修理に要する費用の5割以内とし、1会計年度につき20万円を上限とする。」の条項を設けるものでございます。

第5条中第1号の次に「及び第3号」を加え、「竣工後」を「完了後」に改める文言整理を行います。

議案書32ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号 街路灯設置並びに維持に関する補助条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 街路灯設置並びに維持に関する補助条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第12、議案第14号 工事請負契約の変更契約の締結について（令和7年度涌谷町防災行政無線設備更新工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第14号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和7年度涌谷町防災行政無線設備更新工事について、株式会社ハムシステム庄内と契約額1億7,985万円で契約を締結していたところですが、令和8年2月9日に、1,790万8,000円増の1億9,775万8,000円で仮契約を締結いたしましたので、その工事請負変更契約について議決を受けようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） それではご説明いたします。

議案第14号 工事請負契約の変更契約の締結について（令和7年度涌谷町防災行政無線設備更新工事）について、下記のとおり請負契約の変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

- 1、契約の目的、令和7年度涌谷町防災行政無線設備更新工事。
- 2、工事場所、涌谷町全域。
- 3、契約金額、変更前、1億7,985万円、変更後、1億9,775万8,000円。
- 4、契約の相手方、山形県酒田市両羽町6番地の4、株式会社ハムシステム庄内、代表取締役佐藤公俊。

令和8年3月5日提出、涌谷町長。

今回の変更の内容でございますが、本工事におきまして当初100台の導入を見込んでおりました戸別受信機につきまして、今回新たに200台を追加し合計300台にしようとするもので、導入につきましては、本議決後、本契約を締結後に導入する予定としております。

なお、更新工事の進捗状況でございますが、町内全ての子局につきましてIP式無線への更新が完了し、現在、音量や聞こえ方など、そういったところの調整を行っており、工事につきましては予定どおり、3月末までに完成する見込みとなっております。

また、戸別受信機でございますが、現在、貸出しの条件や対象者等について検討しており、工事完了後の4月以降に町民の皆様へ周知等を行う予定としております。

なお、本工事の財源につきましては、全額緊急防災・減災事業債、通常緊防債と呼ばれる起債となっております。こちら充当率が100%、元利償還金の70%が交付税措置されるものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号 工事請負契約の変更契約の締結について（令和7年度涌谷町防災行政無線設備更新工事）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 工事請負契約の変更契約の締結について（令和7年度涌谷町防災行政無線設備更新工事）は、原案のとおり可決されました。

----- ◇ -----

◎散会の宣告

○議長（大泉 治君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時30分